

小城市障がい者プラン

第3次小城市障がい者計画

令和6(2024)年度～令和14(2032)年度

第7期小城市障がい福祉計画

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

第3期小城市障がい児福祉計画

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

令和6年3月
小城市

「障害」の表記について

一般的に「障害」に用いる「害」という漢字には、「わざわざ」「さまたげ」などの意味があり、否定的なイメージにつながり違和感があるとして、公文書を含め「障がい」という表記を使う場合もみられるようになってきました。

そこで、本市では、障がいのある人の思いを大切にするとともに、否定的なイメージを和らげるため、この計画においては、人や人の状態を表す場合等には「障がい」と表記しています。

ただし、法令や条例等に基づく制度や事業等の名称、組織及び関係施設等の名称などについては、「障害」及び「障害者」という表記をしています。

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨	1
2 障害者計画等について.....	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画期間について	3
5 計画策定の視点	4
6 計画の策定体制	4
第2章 小城市における障がいのある人を取り巻く状況	5
1 障害者手帳所持者等の状況.....	5
2 アンケート調査	11
第3章 第3次小城市障がい者計画の基本的な考え方	20
1 基本理念.....	20
2 計画の基本目標	20
3 関連施策の体系	21
第4章 分野別施策	22
I 自立した生活の支援	22
II 安全・安心なまちづくり	31
III 誰もがいきいきとした地域づくりの推進.....	37
第5章 小城市成年後見制度利用促進基本計画.....	42
1 計画策定の背景と目的.....	42
2 計画の対象期間	42
3 施策内容.....	43
第6章 第7期小城市障がい福祉計画・第3期小城市障がい児福祉計画.....	44
1 障がい福祉サービス等の数値目標及び見込量	46
2 福祉サービス・事業ごとの現況と課題及び今後の見込量.....	53
第7章 計画の推進	66
1 計画の推進体制	66
資料	67

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、平成 28 年度に「第 2 次小城市障がい者計画」を、令和 2 年度には「第 6 期小城市障がい福祉計画・第 2 期小城市障がい児福祉計画」を策定し、「みんなで支え合い 共に暮らせるやさしいまち小城市」の基本理念に基づき、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

国における障がい者福祉施策は、平成 15(2003)年に「支援費制度」が導入され、それまでの「措置制度」から大きな変化がありました。さらに、平成 18(2006)年度には障害者自立支援法が施行され、各種福祉サービスの一元化が図られるなど、障がい者福祉のサービス体制の再整備が進みました。また、平成 25(2013)年 4 月からは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」へと生まれ変わり、さらなる障がい福祉サービスの向上などにより、みんなが安心して一緒に暮らせる地域社会の実現を目的として総合的に支援することとなりました。

一方で、「障害者雇用促進法」や「児童福祉法」の改正による障がい者福祉施策の強化をはじめ、「発達障害者支援法」、「障害者虐待防止法」、「障害者優先調達推進法」、「障害者差別解消法」などが定められるなど、関係法等の整備により障がい者福祉施策は年々充実しています。

また、令和 5(2023)年 5 月には、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正により、福祉施設から一般就労への移行等、障がい児支援の提供体制の整備など相談支援体制の充実・強化、障がい福祉サービス等の質の向上等の新たな指針が示されました。

このように、近年では、社会情勢の変化に伴う国の法制度の見直しが進められるなど、障がいのある人を取り巻く環境が大きく変化してきています。

本市では、こうした法制度の見直しを踏まえ、「第 2 次小城市障がい者計画」について、令和 3 年度に中間見直しを行う予定でした。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、見直し作業が厳しい状況であったことから、このたび「第 6 期小城市障がい福祉計画・第 2 期小城市障がい児福祉計画」が最終年度を迎える中、その達成状況を把握したうえで、本市の障がい福祉施策を総合的かつ効果的に推進するため、これまでの 3 つの計画を「小城市障がい者プラン」として一体的に策定することとなりました。

小城市障がい者プランは、第 3 次小城市障がい者計画の中に、第 7 期小城市障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画を含めて一体的に作成しており、障がい福祉サービス量を設定しています。また、同プランは、障がい者福祉に係る関係法や制度の改正、障がいのある人を取り巻く環境の変化を勘案しつつ、本市における障がい者及び障がい児施策の基本指針として総合的な視点から施策を見直し、さらなる施策の充実に向けて、各種施策の方向性を明らかにした新たな計画とするものです。

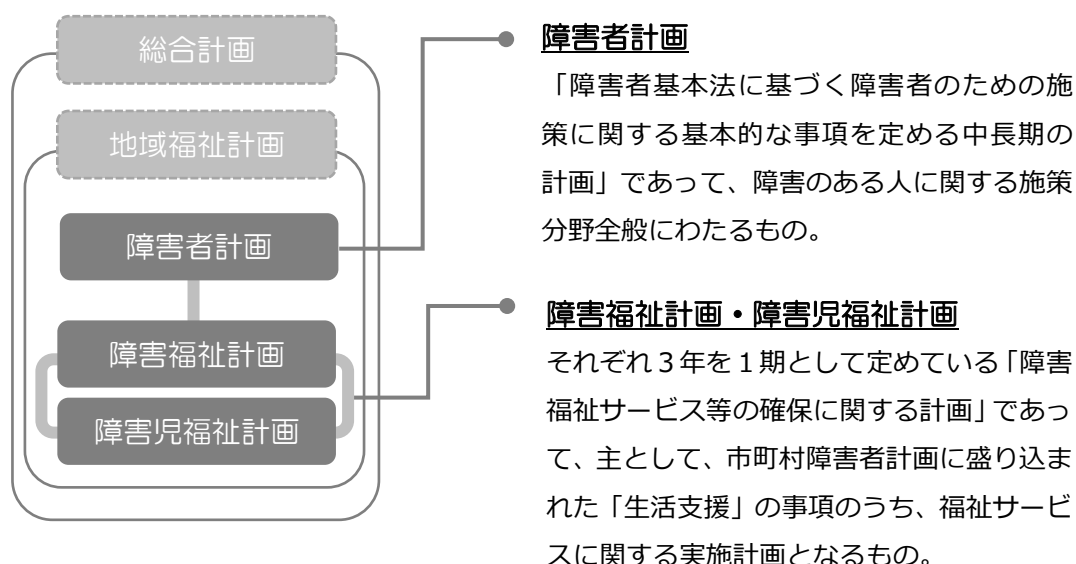
- ・ 障害者雇用促進法の正式名称は「障害者の雇用の促進等に関する法律」
- ・ 障害者虐待防止法の正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」
- ・ 障害者優先調達推進法の正式名称は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」
- ・ 障害者差別解消法の正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

2 障害者計画等について

「小城市障がい者計画」は、障害者基本法第 11 条第 3 項に定める『市町村障害者計画』で、障がい者の自立及び社会参加の支援等のため、施策推進の基本的な考え方や施策の方向及び達成すべき障がい福祉サービス等の目標を明らかにし、障がい者福祉施策の総合的、計画的な推進を図るためのものです。

また、「小城市障がい福祉計画・小城市障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に定める『市町村障害福祉計画』及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項で定める『市町村障害児福祉計画』で、それぞれ 3 年を 1 期として策定し、障がい福祉サービス等及び障害児通所支援等に関する見込量等を示すものです。

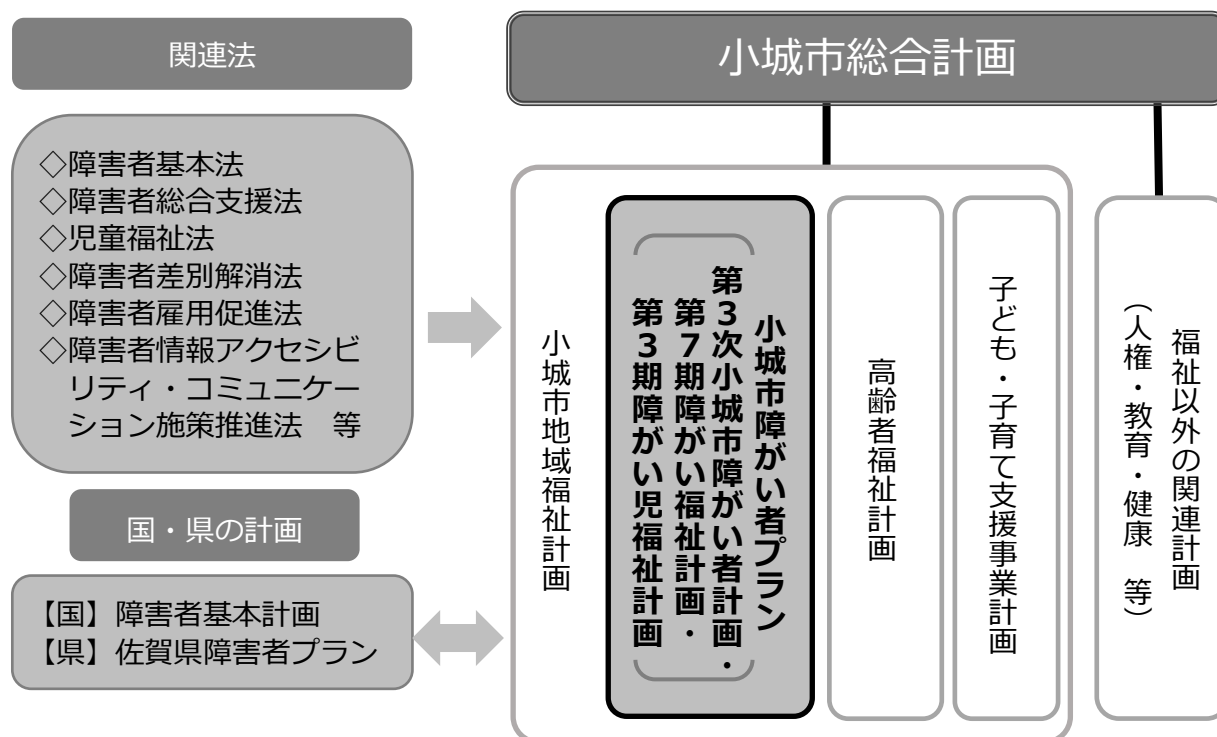
～障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の関係性～



3 計画の位置づけ

小城市障がい者プランは、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」と障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害児福祉計画」の 3 つの計画を一体的に策定するものです。

また、このプランは、国の「障害者基本計画」や県の「佐賀県障害者プラン」との関係に留意し、「小城市総合計画」をはじめ、福祉政策の基本的な計画である「小城市地域福祉計画」の理念のもと、市の関連計画との整合を図るものとします。



4 計画期間について

小城市障がい者プランは、令和 6 (2024) 年度から令和 14 (2032) 年度までの 9 か年計画とし、小城市障がい福祉計画・小城市障がい児福祉計画については、それぞれ 3 年を 1 期として計画の見直しを行います。

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
小城市障がい者プラン	第 2 次			令和 6 年度から令和 14 年度まで								
小城市障がい者計画				令和 6 年度から令和 14 年度まで								
障がい福祉計画	第 6 期			第 7 期			第 8 期		第 9 期			
障がい児福祉計画	第 2 期			第 3 期			第 4 期		第 5 期			

5 計画策定の視点

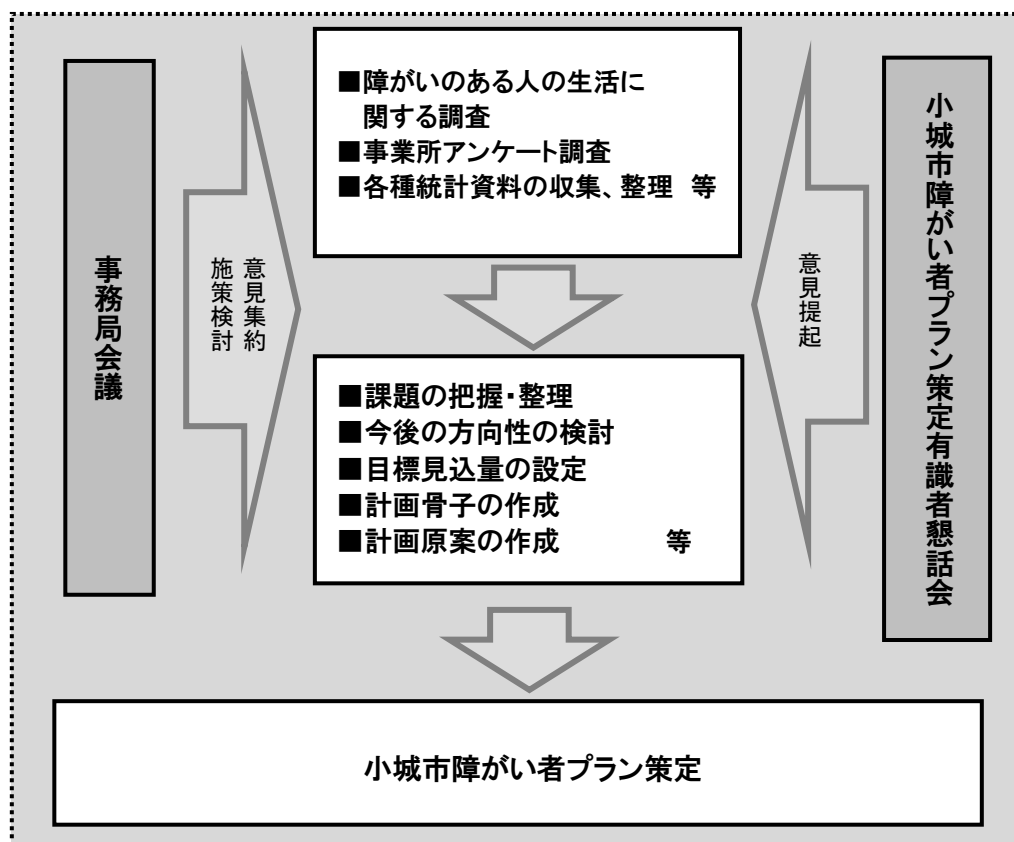
小城市障がい者プランでは、誰もが住み慣れた地域で、互いに理解し、支え合い、共に生きる地域共生社会の実現を目指して、必要な施策を推進していきます。

また、策定にあたっては、次の点も留意点として捉えていきます。

- 国・県の計画を踏まえた計画
- 社会経済環境の変化に対応した計画
- 障がい者のニーズの把握に努め、これを踏まえた計画

6 計画の策定体制

策定にあたっては、計画の円滑な推進を図るため、市民などで構成される「小城市障がい者プラン策定有識者懇話会」を中心に、アンケート調査の実施結果や実績調査などを踏まえて策定していきます。



第2章 小城市における障がいのある人を取り巻く状況

1 障害者手帳所持者等の状況

本市の障害者手帳所持者数（身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者で重複を含む。）は、令和4年度末（令和5年3月末）現在で3,034人となっています。

身体障害者手帳の所持者数は減少傾向にある一方で、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の所持者数は令和元年度以降増加傾向にあります。

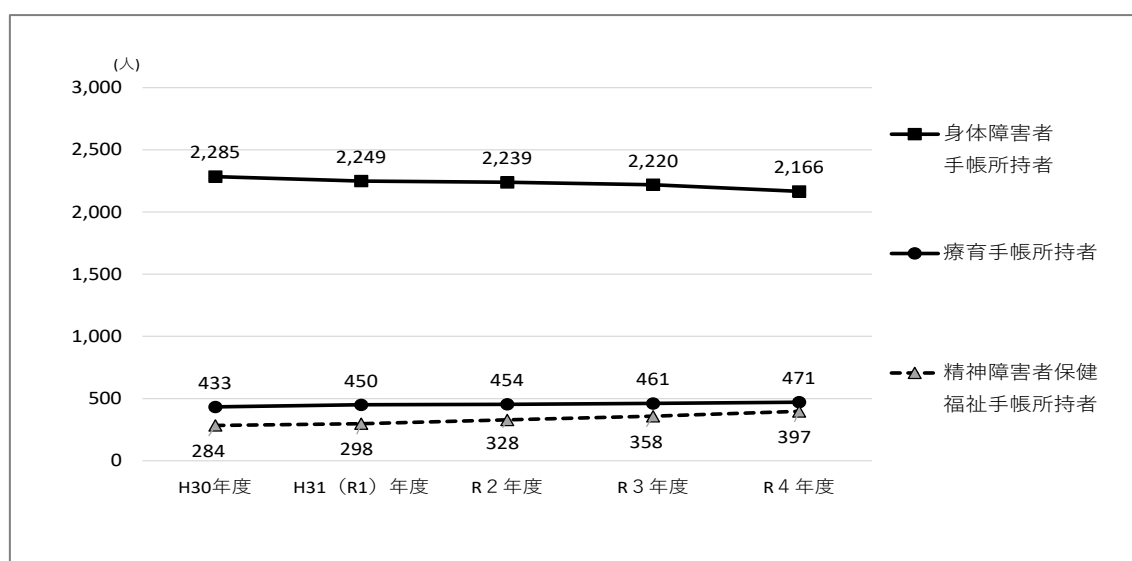
<障害別手帳所持者数・割合の状況>

（単位：人 各年度末現在）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳所持者		2,285	2,249	2,239	2,220	2,166
療育手帳所持者		433	450	454	461	471
精神障害者保健福祉手帳所持者		284	298	328	358	397
合計		3,002	2,997	3,021	3,039	3,034
総人口（住民基本台帳）		45,212	45,107	44,858	44,559	44,139
構成比	身体障害者手帳所持者	5.05%	4.99%	4.99%	4.98%	4.90%
	療育手帳所持者	0.96%	1.00%	1.01%	1.03%	1.07%
	精神障害者保健福祉手帳所持者	0.63%	0.66%	0.73%	0.80%	0.90%
	合計	6.64%	6.64%	6.73%	6.82%	6.87%

資料：小城市 各年度末現在

■ 障害別手帳所持者数の推移



(1) 身体障がい者（児）の状況

身体障害者手帳の所持者数は、年齢別でみると令和4年度末（令和5年3月末）現在で65歳以上が1,631人（構成比75.30%）となっています。

障がい等級別では、3級、5級、6級で一時的な変動がみられます。

障がい種別では、「視覚障がい」「聴覚・平衡機能障がい」「肢体不自由」が減少傾向にあります。が、「音声・言語・そしゃく機能障がい」や「内部障がい」は各年度によって変動しています。

<年齢別身体障害者手帳所持者数の推移>

（単位：人 各年度末現在）

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満		36	33	37	38	37
18歳～64歳		570	529	517	515	498
65歳以上		1,679	1,687	1,685	1,667	1,631
合計		2,285	2,249	2,239	2,220	2,166
構成比	18歳未満	1.57%	1.47%	1.65%	1.71%	1.71%
	18歳～64歳	24.95%	23.52%	23.09%	23.20%	22.99%
	65歳以上	73.48%	75.01%	75.26%	75.09%	75.30%

資料：小城市

<障がい等級別身体障害者手帳所持者数の状況>

（単位：人 各年度末現在）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	586	570	574	569	531
2級	303	301	301	287	282
3級	337	326	319	324	309
4級	557	567	563	557	555
5級	312	298	293	291	303
6級	190	187	189	192	186
合計	2,285	2,249	2,239	2,220	2,166

資料：小城市

<障がい種別身体障害者手帳所持者数の状況>

(単位：人 各年度末現在)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
視覚障がい	119	117	118	106	104
聴覚・平衡機能障がい	198	193	195	184	180
音声・言語・ そしゃく機能障がい	19	20	18	20	19
肢体不自由	1,343	1,304	1,291	1,283	1,256
内部障がい	606	615	617	627	607
合計	2,285	2,249	2,239	2,220	2,166

資料：小城市

※ 内部障がい：心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう又は直腸の機能障がい、小腸機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい、肝臓機能障がいなど

(2) 知的障がい者（児）の状況

療育手帳の所持者数は、年齢別・障がいの程度別にみると、A・Bともに平成 30 年度から令和 4 年度にかけてやや増加傾向となっています。

<年齢別・障がいの程度別療育手帳所持者数の状況>

(単位：人 各年度末現在)

区分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
A	18 歳未満	23	23	25	28	25
	18 歳～64 歳	152	152	156	158	160
	小計	175	175	181	186	185
B	18 歳未満	58	72	71	73	78
	18 歳～64 歳	200	203	202	202	208
	小計	258	275	273	275	286
合計		433	450	454	461	471

資料：小城市

※ 療育手帳障害区分 A：①知能指数がおおむね 35 以下であって、(1) 食事、着脱衣、排便及び洗面等日常生活の介助を必要とする、(2) 異食、興奮などの問題行動を有するいずれかに該当するもの。

②知能指数がおおむね 50 以下であって、盲、ろうあ、肢体不自由等を有するもの。

B：重度 (A) のもの以外

(3) 精神障がい者（児）の状況

精神障害者保健福祉手帳の所持者数については、平成 30 年度から令和 4 年度にかけて 2 級が 34.8%増、3 級が 46.2%増となり、全体的にも増加傾向（39.8%増）となっています。

精神通院医療費公費負担（自立支援医療）の受給者も同様に増加傾向にあり、平成 30 年度から令和 4 年度にかけて 20%増となっています。

<障がい等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況>

(単位：人 各年度末現在)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1 級	16	13	18	22	24
2 級	164	168	184	205	221
3 級	104	117	126	131	152
合計	284	298	328	358	397

資料：小城市

※精神障害者保健福祉手帳障がい等級

1 級：精神障がいであって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

2 級：精神障がいであって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

3 級：精神障がいであって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

<精神通院医療費公費負担（自立支援医療）受給者の状況>

(単位：人 各年度末現在)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
精神通院医療費 公費負担受給者	585	631	693	682	702

資料：県が公表している支給認定数を記載
令和元年度のみ市で抽出

(参考)

◆重症心身障がい者（児）の状況

(単位：人 令和 4 年度末現在)

	18 歳未満	18～65 歳未満	65 歳以上	合計
重度心身障がい者（児）※1	7	41	6	54

資料：小城市

※1 重度心身障がい者（児）

身体障害者手帳（肢体不自由）1 級又は 2 級で、療育手帳 A の所持者

◆医療的ケア児の状況

(単位：人 令和4年度末現在)

	人数
医療的ケア児※2	9

資料：小城市

※2 医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がい児のこと。

◆難病患者の状況

(単位：人 各年度末現在)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定疾患医療受給者	405	412	449	453	464

資料：佐賀中部保健福祉事務所より

(4) 発達障がい児等の状況

令和5年4月1日現在における発達障がい児又は発達障がいの可能性のある子どものサービス利用状況では、児童発達支援が35人（支給決定人数の67.3%）、放課後等デイサービスが159人（支給決定人数の69.4%）となっています。特性別でみると自閉症スペクトラム障がい者が約9割を占めています。

<発達障がい児又は発達障がいの可能性のある子どもの障がい福祉サービスの利用状況>

(単位：人 令和5年4月1日現在)

	支給決定人数	うち発達障がい①	内訳				発達障がいの可能性のある子ども②	合計 ①+②
			自閉症スペクトラム障がい	ADHD ※3	LD※4	その他		
児童発達支援	52	32	30	2	0	0	3	35 (67.3%)
放課後等デイサービス	229	157	134	20	1	2	2	159 (69.4%)
合計	281	189	164	22	1	2	5	194 (69.0%)

資料：小城市

※3 ADHD

注意欠如・多動性障がいの略。多動性、不注意、衝動性を症状の特徴とする神経発達症若しくは行動障がい

※4 LD

限局性学習障がいの略。基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定の能力の習得や使用に著しい困難がある状態

(5) 市内小中学校の特別支援学級の状況

市内小中学校の特別支援学級の状況については、小中学校ともに障がいのある児童・生徒が年々増加している状況です。

小学校では、「自閉症・情緒障がい」の増加が顕著であり、これに伴い全体の人数が増加しています。また、中学校も同様に「自閉症・情緒障がい」の増加が顕著となっています。

<市内公立小学校特別支援学級の状況>

(単位：人 毎年度 5月1日現在)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
知的障がい	45	56	54	56	56
自閉症・情緒障がい	115	143	161	177	195
肢体不自由	1	3	3	3	2
病弱・身体虚弱	6	6	3	5	5
弱視	0	0	0	0	0
難聴	0	2	2	2	2
合計 (A)	167	210	223	243	260
児童総数 (B)	2,609	2,608	2,553	2,527	2,488
割合 (A) / (B)	6.4%	8.1%	8.7%	9.6%	10.5%

資料：小城市

<市内公立中学校特別支援学級の状況>

(単位：人 毎年度 5月1日現在)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
知的障がい	27	16	21	25	27
自閉症・情緒障がい	40	51	51	57	62
肢体不自由	1	1	1	1	1
病弱・身体虚弱	1	1	3	2	3
弱視	1	1	1	0	0
合計 (A)	70	70	77	85	93
生徒総数 (B)	1,279	1,249	1,246	1,255	1,280
割合 (A) / (B)	5.5%	5.6%	6.2%	6.8%	7.3%

資料：小城市

2 アンケート調査

～「障がいのある人の生活に関する調査」の概要～

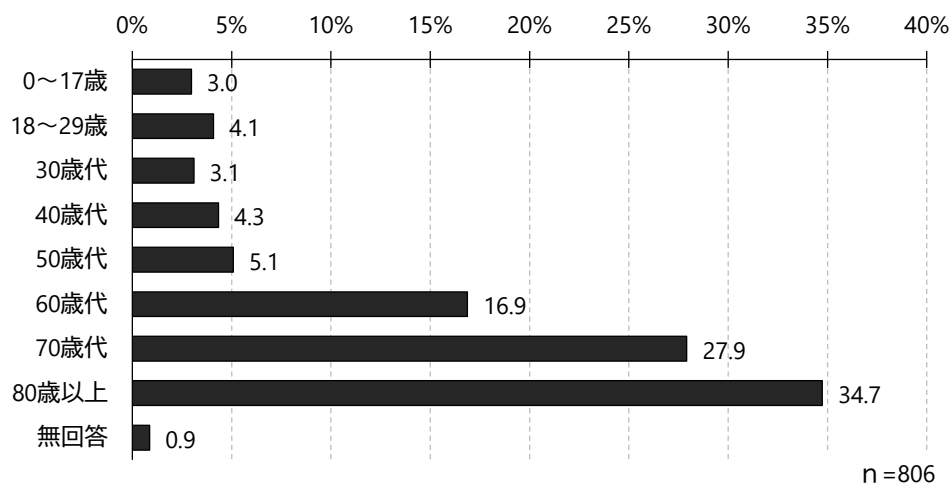
- 調査対象者：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人及び
特定疾患（難病）医療受給資格者証をお持ちの人
- 調査方法：郵送配付・郵送及び Web システムにて回収
- 実施時期：令和 5 年 7 月～8 月
- 配付・回収状況：

配付数	回収数	回収率
2,000 票	806 票	40.3%

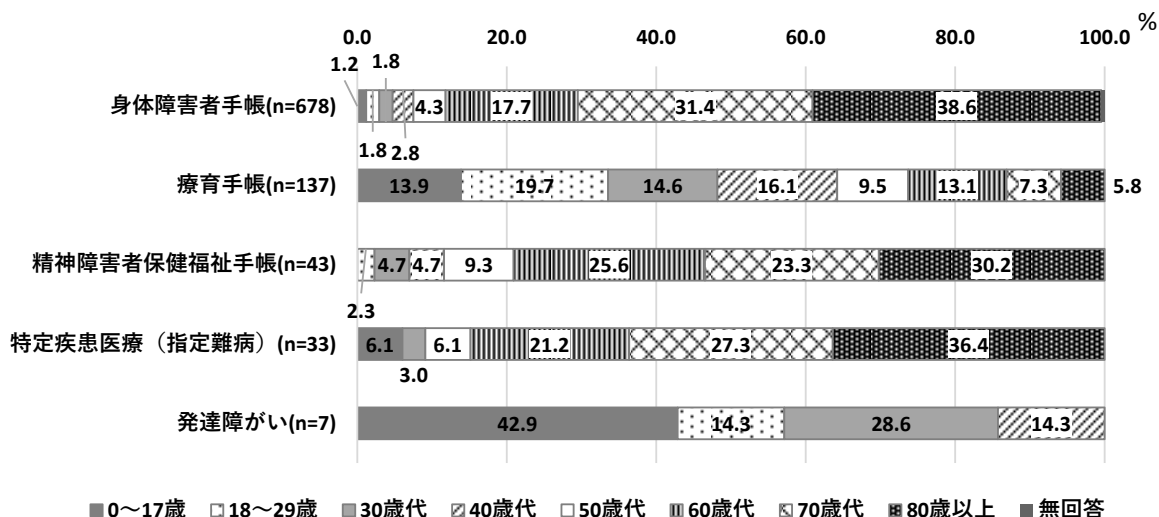
○障がい者・児の特性や状況について

- ・ 18 歳以上の障がいのある人の年齢別で、所持する障害者手帳の種類をみると「身体障害者手帳の所持者（以下「身体」という。）」は 80 歳以上、「療育手帳の所持者（以下「療育」という。）」では 18～29 歳が、「精神障害者保健福祉手帳の所持者（以下「精神」という。）」では 80 歳以上が多くなっています。このことから、本調査結果の回答には、障がい種別での傾向と年代別による傾向とが影響してくることが推察できます。
- ・ 障害者手帳の種別でみると「発達障がい」は、17 歳以下がおよそ 4 割となっています。

★あなたの年齢はおいくつですか。



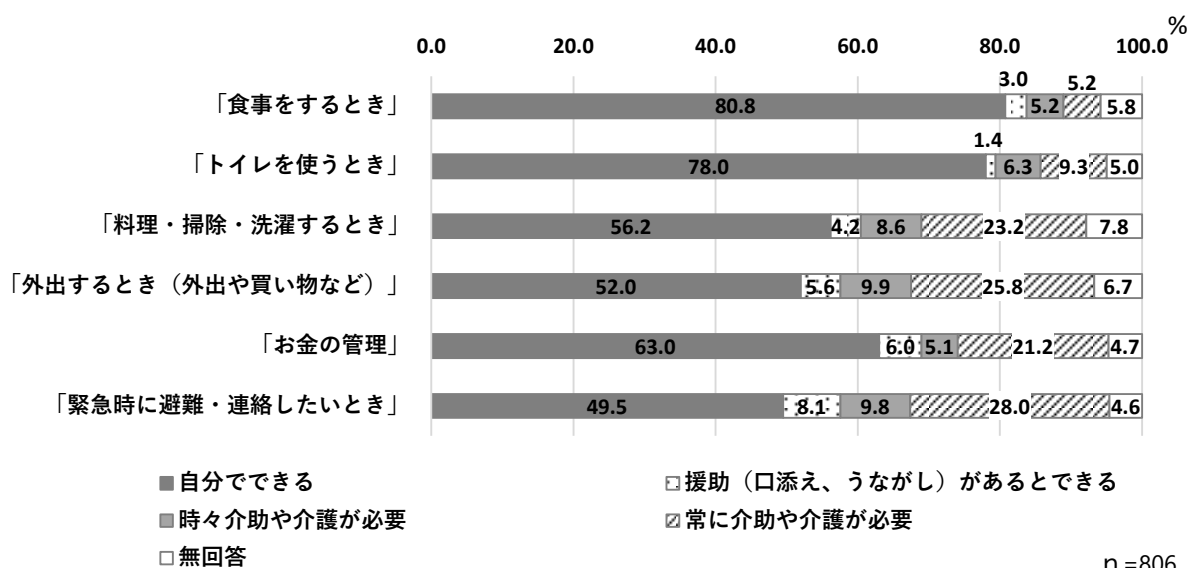
★障害手帳種別



○障がい者・児の日常生活について

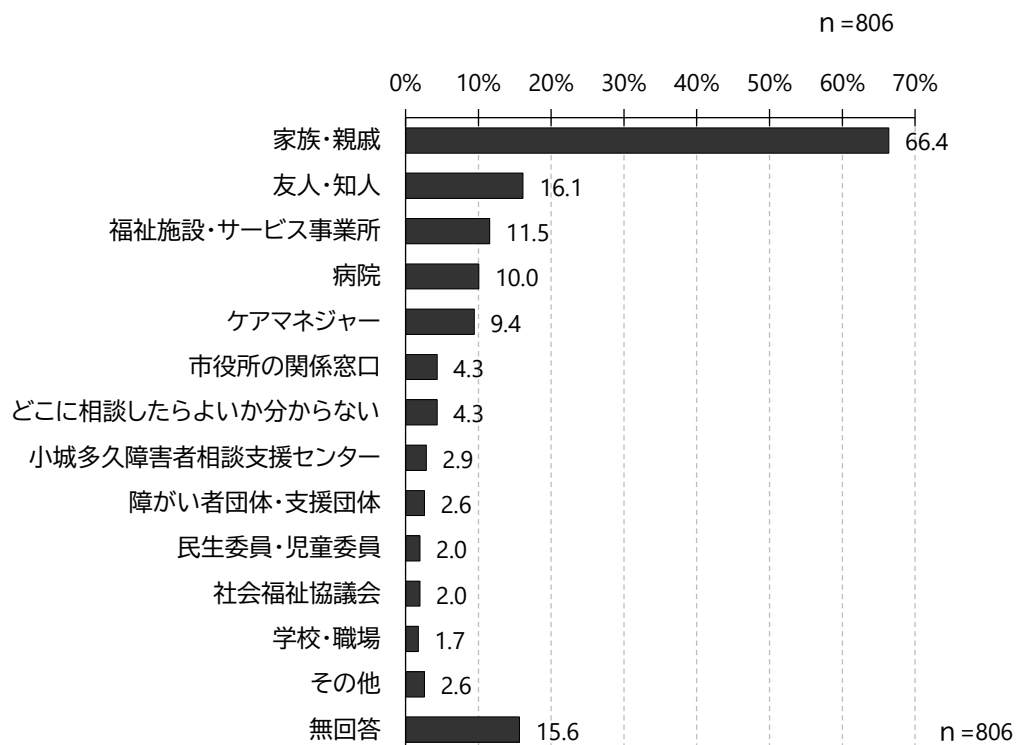
- ・ 食事やトイレなどの日常の行動については、「自分でできる」との回答が最も多い結果となっていますが、「料理・掃除・洗濯するとき」、「外出するとき（外出や買い物など）」、「お金の管理」などでは「常に介助や介護が必要」と2～3割ほどの人が回答しています。中でも「常に介助や介護が必要」の回答が最も多かったのは、「緊急時に避難・連絡したいとき」（28.0％）で、これらへの対応が早急に望まれます。
- ・ 悩みや不安を相談する先として、6割以上が「家族や親戚」と回答しています。これを障害者手帳の種類別にみると、いずれの種類別でも「家族や親戚」が最も多く、次いで、身体では「友人・知人」が、療育では「福祉施設・サービス事業所」が、精神では「病院」が多くなっており、障がいの種類によって家族以外の相談先が異なることから、個々の特性に応じた相談しやすい機関の確保が求められます。

★支援（援助、介助、介護）が必要なとき。



n=806

★あなたが悩んでいることを相談する人は誰（どこ）ですか。



★障害者手帳種別等

(単位 : %)

	家族・親戚	友人・知人	福祉施設・サービス事業所	病院	ケアマネジャー	市役所の関係窓口	どこに相談したらよいか分からない
全体(n=806)	66.4	16.1	11.5	10.0	9.4	4.3	4.3
身体障害者手帳(n=678)	69.6	17.7	8.8	11.1	10.8	4.6	4.3
療育手帳(n=137)	56.2	9.5	30.7	3.6	6.6	5.1	4.4
精神障害者保健福祉手帳(n=43)	55.8	9.3	14.0	16.3	14.0	4.7	4.7
特定疾患医療（指定難病）(n=33)	66.7	30.3	3.0	24.2	3.0	6.1	9.1
発達障がい(n=7)	57.1	0.0	0.0	28.6	0.0	0.0	0.0
	小城多久障害者相談支援センター	障がい者団体・支援団体	民生委員・児童委員	社会福祉協議会	学校・職場	その他	無回答
全体(n=806)	2.9	2.6	2.0	2.0	1.7	2.6	15.6
身体障害者手帳(n=678)	2.4	2.4	2.4	1.9	0.9	2.5	15.2
療育手帳(n=137)	9.5	5.8	0.7	3.6	7.3	2.2	13.9
精神障害者保健福祉手帳(n=43)	9.3	14.0	7.0	2.3	0.0	2.3	11.6
特定疾患医療（指定難病）(n=33)	3.0	6.1	3.0	3.0	0.0	3.0	9.1
発達障がい(n=7)	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3	0.0	28.6

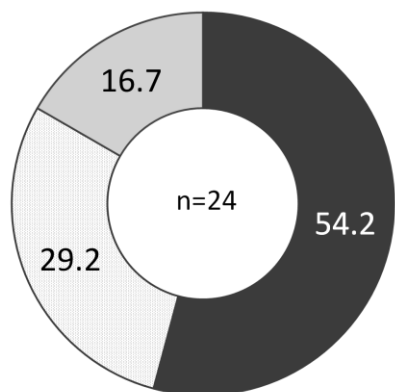
○障がい者・児の生活していくうえで必要な支援について

- 必要な支援に関して直接的な設問は設けていませんが、悩み事に関する設問やボランティアによるサービスの設問では、「外出（買い物も含む）の支援」や「炊事・洗濯・掃除」といった選択肢への回答があることから、これらは支援として必要なものであり、優先度の高さがうかがえます。
- 今後、利用したいサービスとしては、「計画相談支援（8.7%）」や「短期入所（8.1%）」、「生活介護（7.6%）」が上位となる結果でしたが、17歳以下の障がい児と保護者の調査結果では、「放課後等デイサービス」がおよそ5割、「障害児相談支援」がおよそ3割と高い割合を占めています。
- 17歳以下の障がい児（保護者）が教育面で求めることとして、「教職員の障がいや障がいのある子どもに対する理解の徹底」（69.6%）が最も多く、障がい児をもつ保護者は、教員等が障がいについてより深く理解し、学習環境等を充実していくことを望んでいます。
また、それと同時に「周りの児童・生徒や保護者の理解促進」（52.2%）の回答も多く、周囲の理解も望んでいることがうかがえます。
- 災害時の状況では、避難について「できると思うが、自信はない」と「できない」の回答を合わせると5割以上となり、年齢別にみると17歳以下の障がい児と保護者の回答では、7割以上となります。
一方で、災害時の支援者について「いない」と回答された方は1割ほどですが、これは高齢になるほど増え、一人暮らしの人においてはおよそ3割にもなります。

★サービスの利用状況と今後の希望について（上位10位を抜粋）

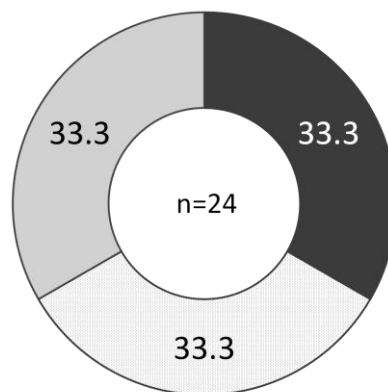
	現在の利用		今後3年以内の利用予定	
	利用している	利用していない	利用する予定がある	利用する予定はない
計画相談支援	12.4	48.5	8.7	41.8
短期入所（ショートステイ）	2.9	50.5	8.1	41.2
生活介護	6.1	49.1	7.6	41.2
施設入所支援	6.8	50.0	6.9	41.9
居宅介護（ホームヘルプ）	1.9	50.9	6.1	41.9
共同生活援助	4.2	51.0	5.8	43.4
自立生活援助	2.4	52.2	5.7	43.7
自立訓練（機能訓練、生活訓練）	5.5	57.3	5.0	49.3
療養介護	1.4	51.5	4.7	43.5
行動援助	1.0	51.7	4.5	43.7

★放課後等デイサービス（17 歳以下）



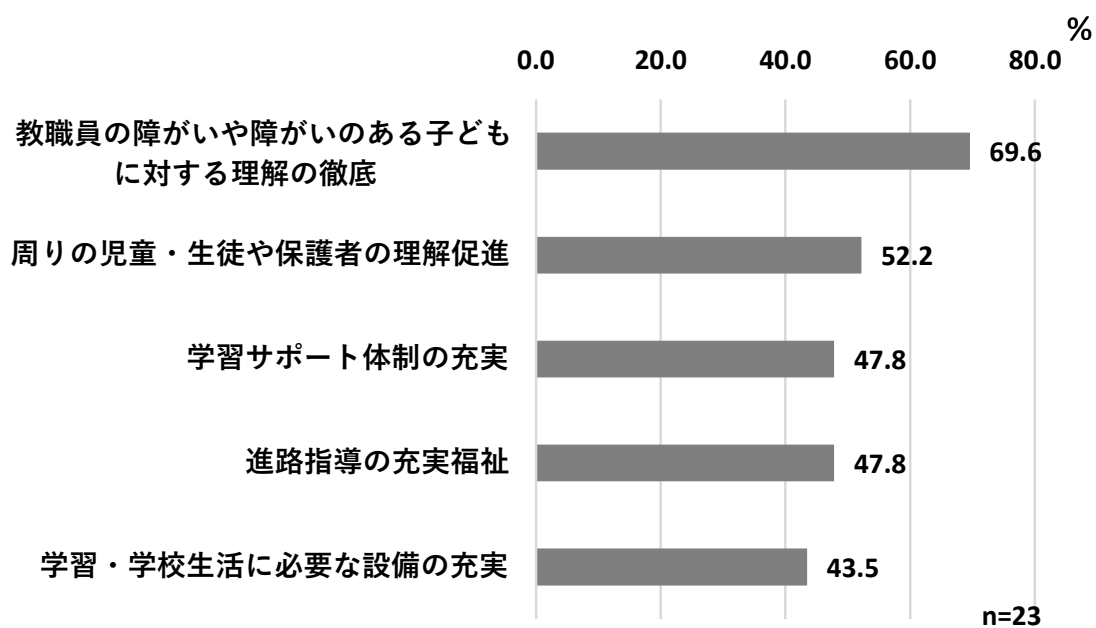
■ 利用する予定がある
□ 利用予定はない
■ 無回答

★障害児相談支援（17 歳以下）

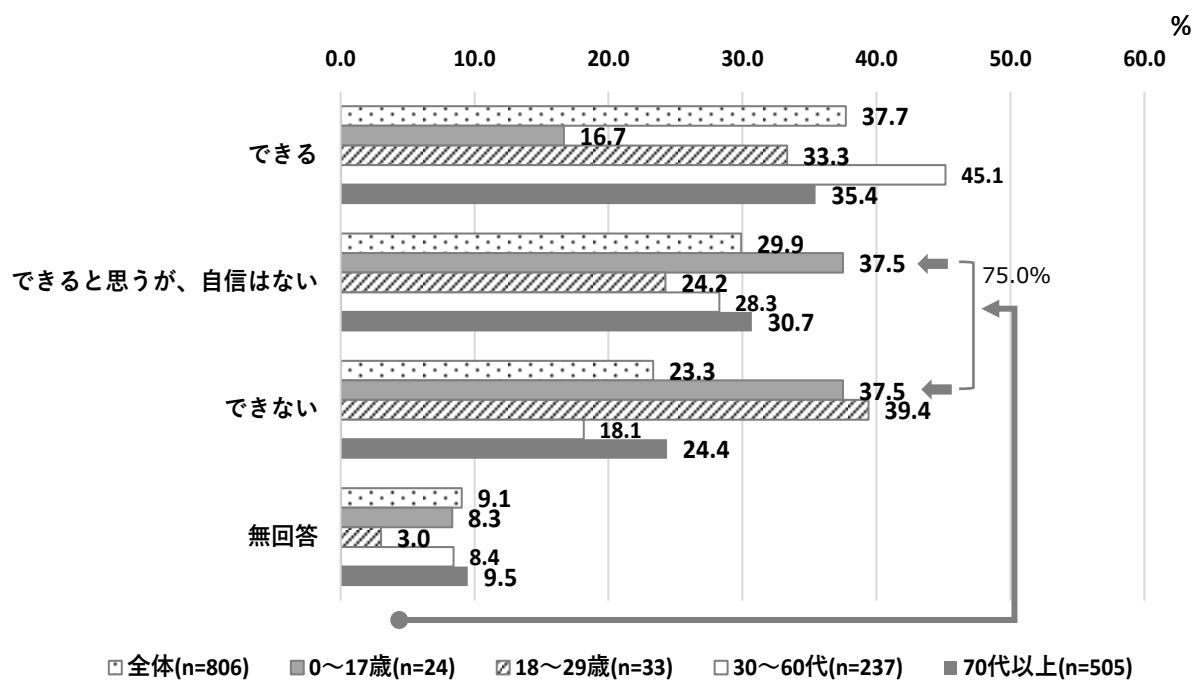


■ 利用する予定がある
□ 利用予定はない
■ 無回答

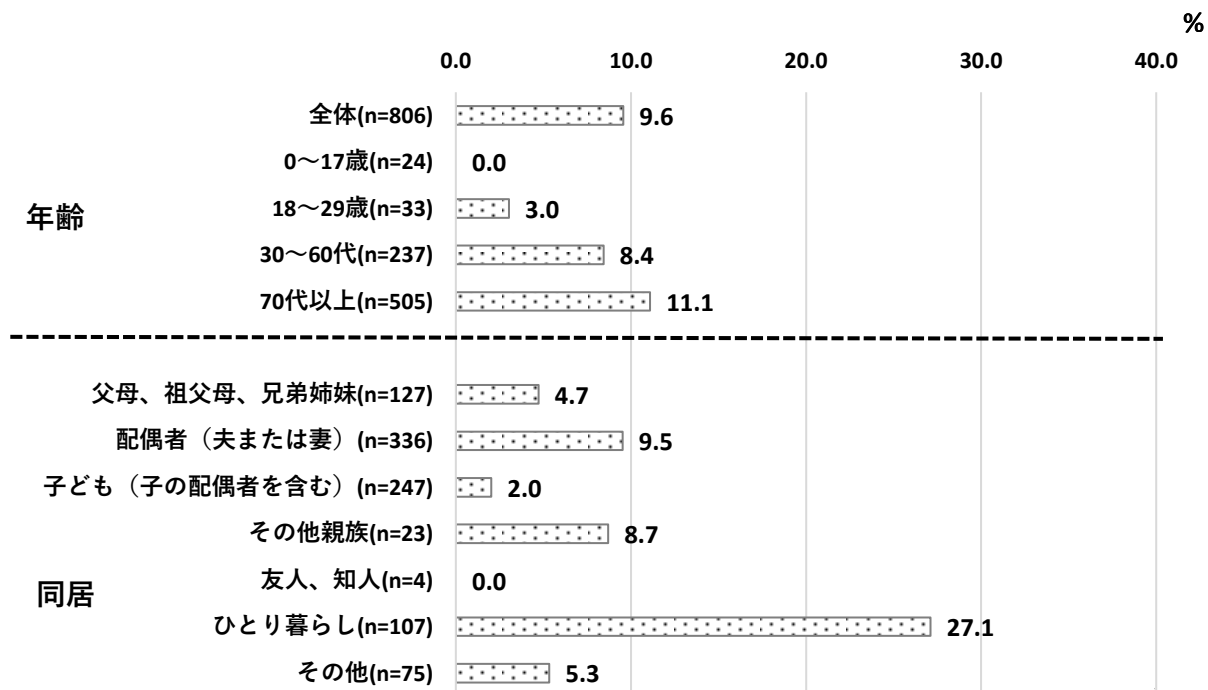
★学校や園生活を送るうえでの必要だと思うこと（上位 5 位を抜粋）



★災害時（大雨や地震など）に、避難することはできますか



★災害時（大雨や地震など）に、助けてくれる人が「いない」と回答した人

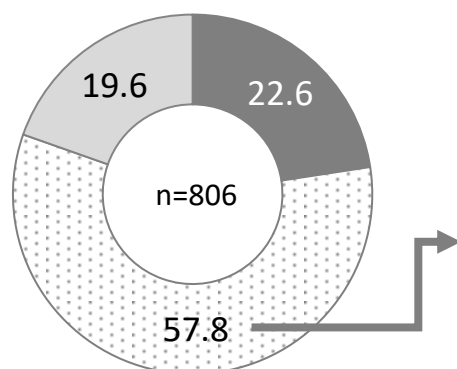


○障がい者の雇用・就労について

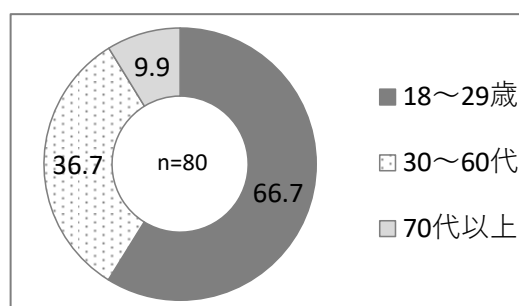
- 障がい者の雇用・就労では、2割程度の人が働いている一方、およそ6割近くが仕事をしておらず、その理由のうち、「働けない・働きたくない」と回答した方はおよそ2割程度となります。

この傾向は若い世代ほど多くなっており、今後、就労意欲が高まるよう促していくことや、ハローワークや職業訓練の希望に対応できるよう体制を整備していく必要があります。

★現在、仕事をしていますか。



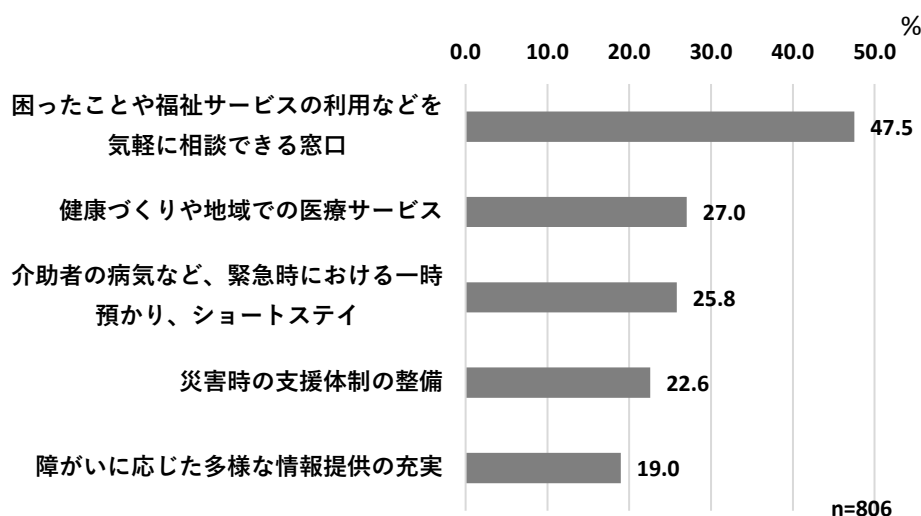
★働いていない理由のうち
「働けない・働きたくない」(年齢別)



■ 働いている □ 働いていない ■ 無回答

○小城市の障がい者施策について

- 特に重要と考えられている施策については、「困ったことや福祉サービスの利用などを気軽に相談できる窓口」の回答が最も多く5割ほどとなり、その他には「健康づくりや地域での医療サービス」「介助者の病気など、緊急時における一時預かり、ショートステイ」「災害時の支援体制の整備」が続いています。その多くは困りごとなどでも回答の多かった項目でもあり、今後は、これらの対応が必要かつ重要な取組となります。



～「事業所アンケート調査」の概要～

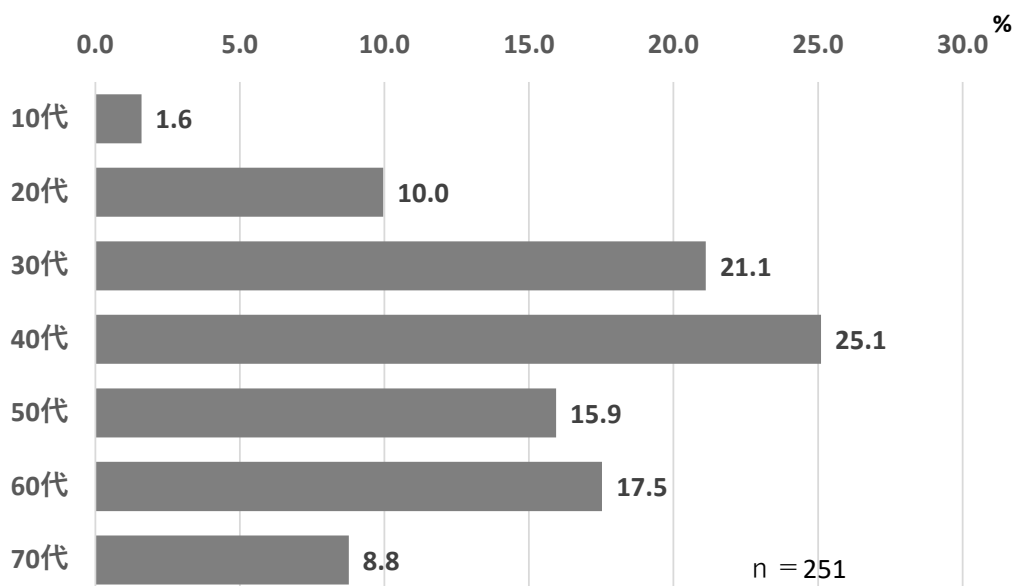
- 調査対象：市内のサービスを提供する事業所及び関係団体
- 調査方法：電子媒体によるデータ配付・回収（関係団体は郵送）
- 実施時期：令和 5 年 10 月
- 配付・回収状況

配付数	回収数	有効回答数
32 事業所	17 事業所	17 事業所
4 団体	4 団体	4 団体

○職員数の状況

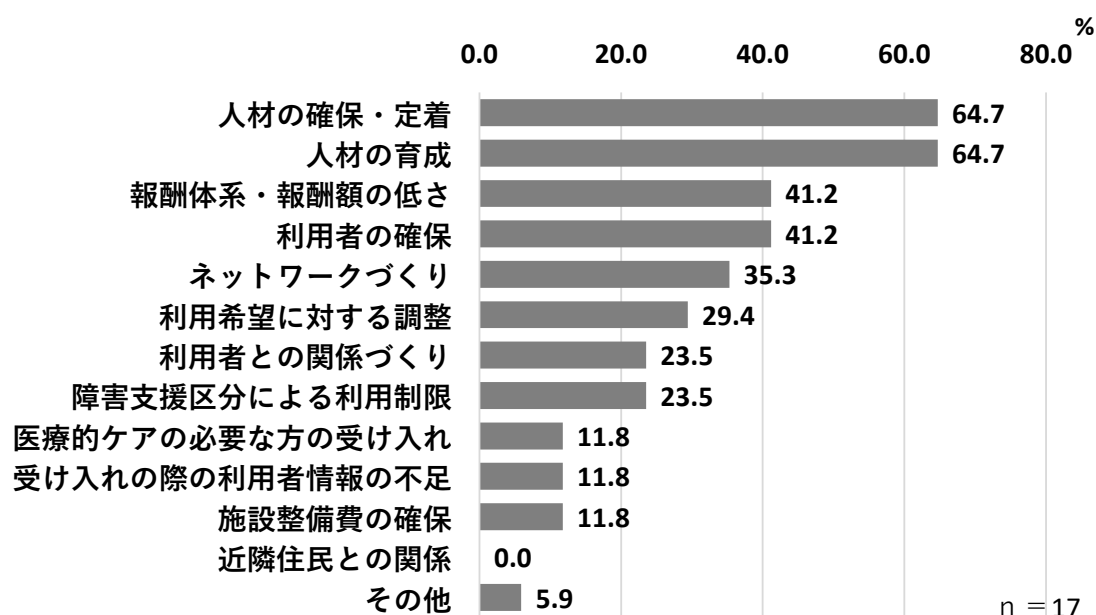
- ・ 事業所の職員についてお聞きしたところ、年代別では「40 代」（25.1%）が最も多く、次いで「30 代」（21.1%）、「60 代」（17.5%）の順になっています。

★年代別



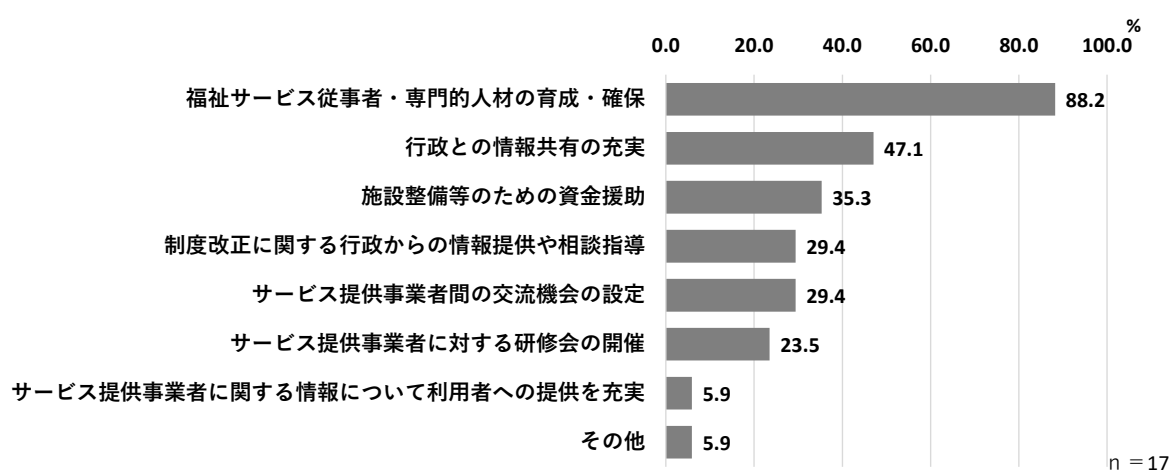
○事業所の運営における課題

- ・ 事業所の運営における課題をお聞きしたところ、「人材の確保・定着」と「人材の育成」（64.7%）が同率で多く、次いで「報酬体系・報酬額の低さ」と「利用者の確保」（41.2%）となっています。



○サービスの向上のために今後必要な支援

- ・ サービスの向上のために今後必要な支援をお聞きしたところ、「福祉サービス従事者・専門的人材の育成・確保」（88.2%）が最も多く、次いで「行政との情報共有の充実」（47.1%）、「施設整備等のための資金援助」（35.3%）となっています。



第3章 第3次小城市障がい者計画の基本的な考え方

1 基本理念

『みんなで支え合い 共に暮らせるやさしいまち小城市』

第2次小城市障がい者計画の基本理念である『みんなで支え合い共に暮らせるやさしいまち小城市』は、障害者基本法の制定目的である「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことと、その方向性も合致することから、小城市障がい者プランにおいても引き続き基本理念とします。

障害者基本法第1条（前段を抜粋）

（目的）

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する

2 計画の基本目標

基本目標1 自立した生活の支援

就労支援、在宅サービス、経済的支援を充実させ、障がいのある人の地域生活を促進し、障がい福祉サービスの質の確保、福祉人材の育成に努めます。また、グループホーム等の居住の場や日中活動の場の確保を図り、障がい者一人ひとりが自立した生活のあるまちを目指します。さらに、福祉施設から一般就労への移行の促進を図り、工賃・賃金向上による自立へつなげる支援を推進します。

基本目標2 安全・安心なまちづくり

交通の利便性を向上させるとともに、公共施設の設備のバリアフリー化を推進します。また、日頃からの防犯体制を確立し、災害等の緊急時における支援体制を整備することで、安全・安心に暮らせるまちを目指します。

基本目標3 誰もがいきいきとした地域づくりの推進

障がいの有無にかかわらず、共に生きる社会を実現するためには、市民一人ひとりの理解と協働が不可欠です。障がいに対する理解を深めるための広報・啓発活動や福祉教育の充実を図るとともに、ボランティア活動や地域の活動を推進し、市民の理解と協力のあるまちを目指します。

3 関連施策の体系

第2次小城市障がい者計画から継続して取り組む内容については踏襲しつつ、国の基本方針で新たに示された課題等を踏まえて、関連施策を追加します。

基本目標	分野別施策	施策の方向
自立した生活の支援	1 地域生活・日常生活の支援	①相談支援体制の充実
		②地域移行・地域定着への支援
		③在宅福祉サービスの推進
	2 療育・教育の支援	①療育体制の整備
		②障がい児教育の充実
	3 雇用・就労の支援	①雇用の促進
		②就労支援体制の充実
		③障がい者雇用の推進、障害者差別解消法の推進
安全・安心なまちづくり	1 すまい・生活環境の整備	①住環境の整備
		②道路・公園等の整備
		③移動・交通手段・外出手段の確保
	2 防災・防犯対策の充実	①災害時・緊急時対策の充実
		②防犯対策の充実
	3 保健・医療・リハビリテーションの充実	①保健・医療サービスの充実
		②障がいの原因となる疾病の予防・早期発見
		③リハビリテーション体制の充実
誰もがいきいきとした地域づくりの推進	1 差別の解消と権利擁護	①広報・啓発活動の推進
		②権利擁護の推進
		③合理的配慮提供の推進
	2 地域の理解と協力の推進	①福祉教育等の推進
		②ボランティア活動の支援
		③コミュニケーション支援の充実
	3 地域参加・生きがいづくり	①スポーツ・文化・レクリエーション活動の充実
		②地域でのふれあいの場の充実
		③障がい者諸団体活動への支援

第4章 分野別施策

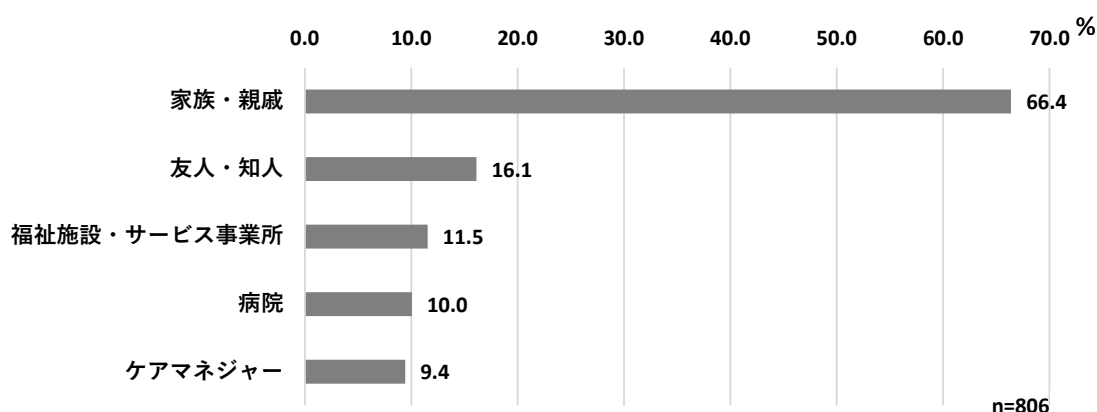
I 自立した生活の支援

1 地域生活・日常生活の支援

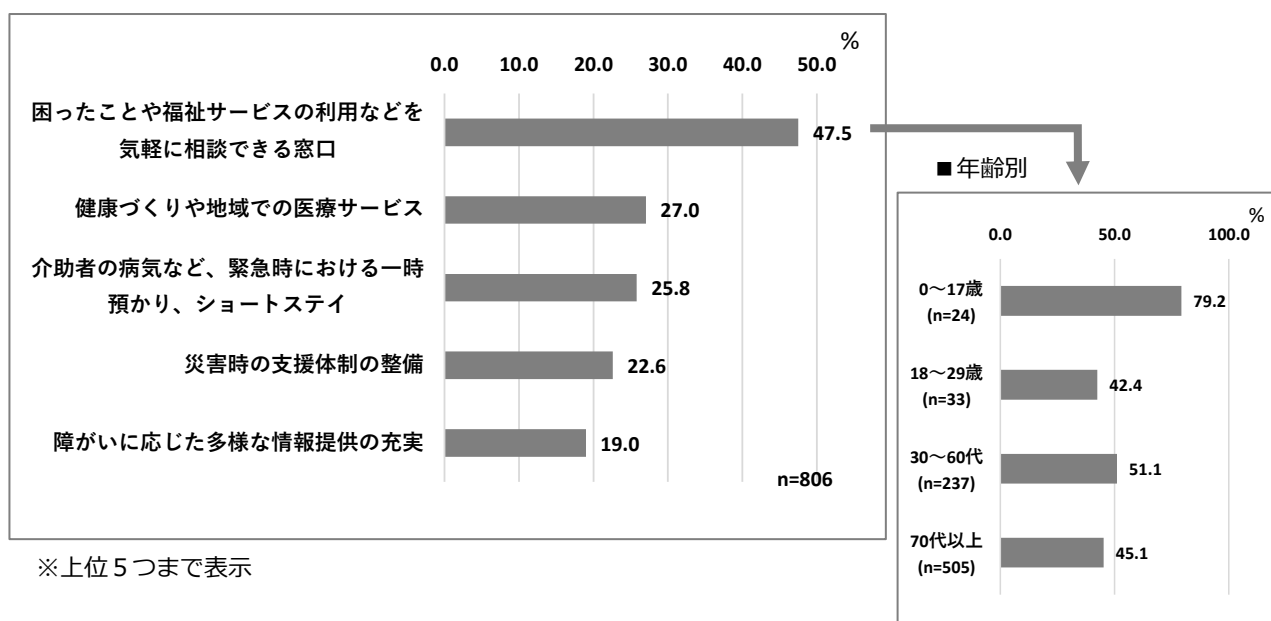
【現状と課題】

地域で生活する障がいのある人にとって身近な相談相手や相談窓口があることは、とても重要なことです。令和5年に実施した「障がいのある人の生活に関する調査」（以下「アンケート」という。）によると、『相談する人』は、その多くが「家族・親戚」（66.4%）と回答し、身近な人に偏っていることがうかがえます。また、『特に重要と考える取組』では、およそ半数の人が「困ったことや福祉サービスの利用などを気軽に相談できる窓口」（47.5%）と回答していることから、気軽に相談ができる場所が不足していることがうかがえます。

■ 相談する人



■ 特に重要と考える取組



※上位5つまで表示

今後も障がいのある人やその家族に対して、福祉サービス内容の周知を図るとともに、利用できる福祉サービスの種類や内容について、相談しやすい窓口を設置することが求められています。

地域の中で、障がいのある人が、「どこで、どのような生活をし、どのようなサービスを必要としているのか」を把握するために、障がい者団体をはじめ、各事業所、民生委員・児童委員、ボランティアなどとの連携を強化していきます。

障がいのある人や家族等が、地域の中で安心して生活できるようにするためには、様々な生活の場面において身近に相談できる窓口が必要であると考えられます。

(1) 相談支援体制の充実

障がい福祉サービスの対象となる障がい、身体、知的、精神障がいに加え、発達障がい、高次脳機能障がい、難病等と広がっています。多様なニーズに対応できる支援体制を整備するため、地域の相談窓口と専門機関の連携が重要です。

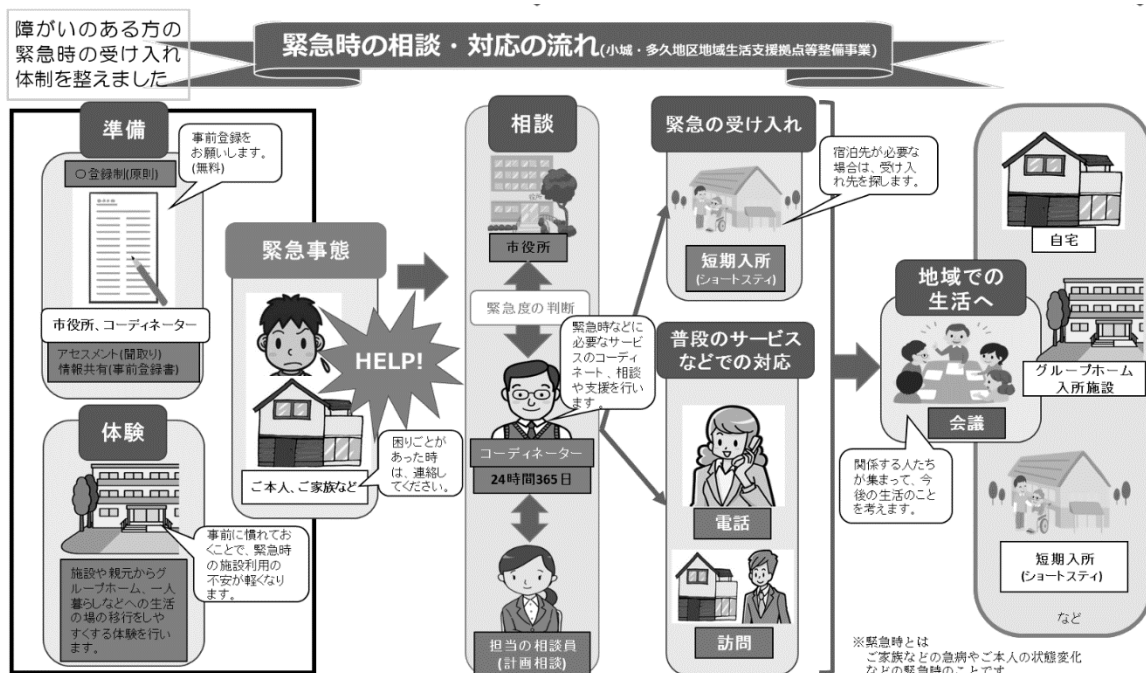
障がいのある人の多様な相談に対応できる環境を整備するため、地域での身近な相談体制を推進するとともに、小城・多久障害者相談支援センターを活用し、多様化、複雑化する相談内容に対応できるよう、体制の整備を図ることも重要となります。

そのため、平成 30 年度から小城・多久障害者相談支援センターが行政と連携して地域生活支援拠点整備事業のコーディネーターの役割を担い、相談体制の強化を図っているところです。

さらに、来所による相談だけではなく、地域に出て必要とされる支援に取り組むアウトリーチに力を入れていきます。

障がいのある人の自立生活を実現するために、福祉サービス事業者、教育・就労・医療機関やボランティア団体、さらに権利擁護機関などとの連携について地域自立支援協議会（小城・多久障害者総合支援協議会）を活用し、ネットワークの拡充を進めます。

★小城・多久 ほっとネット



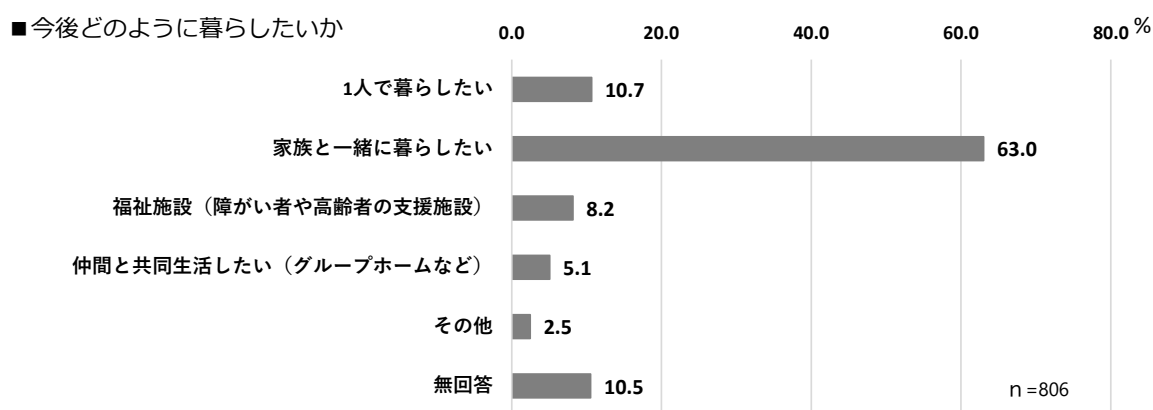
小城・多久障害者総合支援協議会 「小城・多久ほっとネット 資源マップ」より

(2) 地域移行・地域定着への支援

アンケートでは、家族と一緒に暮らすことを希望している割合が 63.0%と多い一方、福祉施設やグループホーム、一人暮らしと回答している人も一定数いることから、将来的には様々な居住の場のニーズが高まることが予想されます。

また、健康面や経済的な悩みを抱えている人も多く、在宅で暮らす際に必要な支援を継続的に提供する必要があります。

そのため、障がい福祉サービスを提供できる事業所、グループホームの確保や相談支援体制の整備について一体的に進め、特に精神科病院に入院している精神障がい者のうち、受入れ条件が整えば退院可能な人の退院及び地域移行について、精神科スタッフをはじめとする地域関係者の支援方法等のスキルアップを図り、一層の推進に取り組みます。



(3) 在宅福祉サービスの推進

障がいのある人が、地域社会で自立した生活を送るためには、自宅における入浴や排せつ、食事の介護などを支援する在宅サービスのほか、施設における日常生活能力の向上などを支援する日中活動系サービスや外出支援サービスなど、それぞれに適したサービスの提供を受ける必要があります。

また、日常生活を支える補装具や日常生活用具のほか、日常生活の支援となる地域生活支援事業や諸手当などの経済的な支援を推進するとともに、移行支援に関する施策の推進を図る必要があります。障がいのある人の日中活動の場としては、生活介護、自立訓練、就労継続支援、地域活動支援センター、日中一時支援などがあります。

今後も「障害者総合支援法」に基づく、自立支援給付の訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、同行援護）の給付や補装具費の支給を円滑に進めるとともに、地域生活支援事業である日常生活用具給付の充実に努め、各種手当の給付事業や市独自に実施している事業については、利用者ニーズの把握と迅速かつ的確な周知・提供に努めます。

また、地域社会の中で日常生活を自立的に営むことができるよう、グループホームなどの居住支援サービスの充実や公営住宅の活用などを推進します。

2 療育・教育の支援

【現状と課題】

本市の療育手帳の所持者のうち、18歳未満の子どもは緩やかに増加しており、今後も増えることが予想されています。そのため、障がいの原因となる疾病や事故の予防、早期発見並びに治療、適切な療育へ速やかにつながられるよう、妊婦及び乳幼児に対する健康診査（乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査）の推進や、乳幼児と児童に関係する機関との連携を強化していくことが必要です。知的障がいに加え、自閉症スペクトラム障がいやADHD（注意欠如・多動性障がい）などの発達障がい、あるいはその疑いのある子どももいるため、幼児期の確実なフォロー体制が最も重要であり、家庭における子どもとの接し方によって二次的な障がいを防止できるとの指摘もあることから、保護者や家族に対する支援が必要です。

また、健康診査等の実施や障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療、適切な療育の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診査等の実施及び内容の充実と、乳幼児や児童に関係する機関との連携の強化を図ります。

（1）療育体制の整備

障がいのある子どもの成長・発達には、早期からの療育支援が重要であり、医療機関や保育所等といった子どもの成長を見守る機関における発見機能を強化していく必要があります。また、保護者の障がいに対する情報不足や受容のしづらさから療育の開始が遅れるといった指摘もあるため、より身近で相談しやすい窓口やきっかけづくりが必要です。

そのため、妊娠期の両親や新生児、乳幼児への健康診査、家庭訪問、相談等、母子保健事業の充実を図るとともに、保健・療育・教育の各分野との連携による早期療育・教育支援体制の充実を図るため、情報交換・協力体制づくりに努めます。

また、円滑な保育所の入所に努めることで、障がい児保育の充実を図るとともに、関係機関の連携のもと、学校卒業まで一貫した教育的支援を行い、特別支援教育コーディネーターによる関係機関との連絡調整・協力体制の充実を図ります。

親や家族の急な用事により子どもの世話ができなくなった場合には、日中一時支援事業等の活用により、障がいのある子どもを一時的に預けることができる場の確保を図ります。

さらに、医療的ケア児支援のために、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関による各種施策連携を強化し、総合的かつ一貫した取組を推進します。

(2) 障がい児教育の充実

現在、本市では小学校8校、中学校4校の特別支援学級に多くの児童・生徒が通学し、年々増加傾向にあります。

学校教育の充実にあたっては、障がいのある児童・生徒が、必要な配慮のもと、障がいのない児童・生徒と共に、教育を受けることができるインクルーシブ教育※¹の推進が望まれており、共に学ぶ環境づくりを推進する一方で、個別の支援ニーズのある児童・生徒が、将来の自立と社会参加を見据えて、成長段階ごとに最適な支援を受けられるよう、障がいのある児童・生徒一人ひとりの発達に即した学級の編成や柔軟な支援を行うことが必要です。

また、教職員の専門知識・理解の向上を図り、子どもへの理解を深め、一人ひとりのニーズに応じた支援に努めます。

※1 インクルーシブ教育

インクルーシブ教育とは、人間の多様性の尊重等の強化、障がいのある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある者が排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮※²」が提供される等が必要とされています。

※2 合理的配慮

障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。

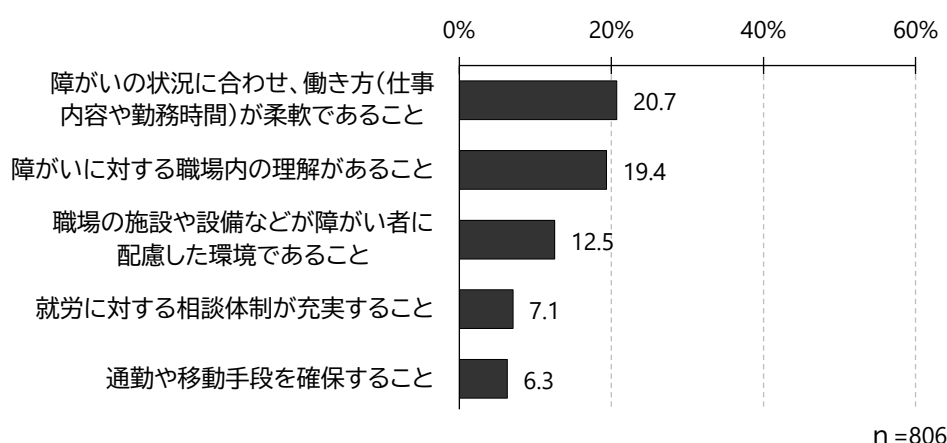
3 雇用・就労の支援

【現状と課題】

障がいのある人にとって、就労は収入面だけでなく、社会参加の視点からも重要な課題であり、経済的に自立し、生きがいを持ち、地域で暮らすためには、事業者や市民の障がい者雇用についての理解や就労支援にかかる総合的な施策の推進が必要です。

アンケートによると、「仕事をしている」と回答した人は22.6%となっており、障がいのある人で就労している人は少ないのが現状です。また、障がいのある人たちへの就労に対する配慮として、「障がいの状況に合わせ、働き方が柔軟であること」(20.7%)が最も多く、次いで「障がいに対する職場内の理解があること」(19.4%)となり、障がいへの理解がある職場で、自分の障がいの状況に合わせて就労できる環境の整備が必要です。また、「障がい者を雇用する事業所」への支援を行い、共に働く環境を整え、障がい者雇用の需要拡大に向け積極的に取り組んでいくことが必要です。あわせて、福祉的就労の場の確保にも努めるとともに、「障害者優先調達推進法」に基づき、障がい者就労施設などが提供する物品・役務の受注機会の拡大を推進することも必要となります。さらに、農業と福祉の連携など、様々な分野での新たな取組を検討していくことも大切です。

★就労するにあたり、どのような配慮が必要だと思いますか（上位5位を抜粋）



(1) 雇用の促進

ハローワークをはじめとする関係機関と障がい者雇用に関する情報交換、連絡調整等を積極的に行うなど連携を深め、就業、安定雇用に向けた支援と啓発を行っています。

一般企業等への就職を希望する人に対して、一定期間、一般企業への雇用の支援を行う就労移行支援を推進し、それぞれの人に合った職場探しを支援します。

本人の特性に応じた職域の開発や就労実習の場を拡大するため、ハローワークなどと連携を図り、障がいのある人の試行雇用などに関わる取組（障がい者トライアル雇用）を促進するとともに、ジョブコーチ制度などを活用し、本格的な雇用に取り組むきっかけづくりを進めます。

（２）就労支援体制の充実

就労継続支援事業所が障がい福祉サービスとして提供している福祉的就労は、働く実感や喜び等、生きがいを得る場として重要な役割を果たしており、福祉的就労の場は、社会参加の場、民間企業へ就労するための訓練の場として重要です。

一般就労は困難であっても就労を希望している障がいのある人が、それぞれの障がいの状況に応じて働き、収入と生きがいを得られるよう、就労継続支援事業所など障がいのある人の働く場の確保に努め、福祉的就労への支援を行います。

本市では物品調達方針を策定し、障がい者施設等からの調達実績を公表しています。

障がい者就労施設などへの優先的かつ積極的な物品や業務の発注をより一層進めるとともに、必要な情報の提供や就労継続支援事業所等と連携し、必要な支援に努めます。

（３）障がい者雇用の推進、障害者差別解消法の推進

本市では「障害者雇用促進法」や「障害者差別解消法」など障がいに関連した情報について、広報や市ホームページなどで周知を行い、障がい者雇用の理解促進を図ります。

4 情報アクセシビリティ※の推進

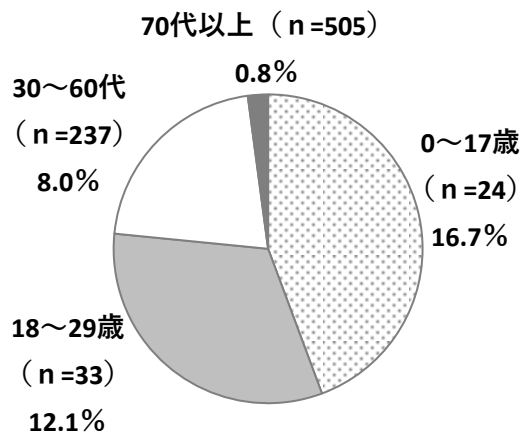
【現状と課題】

障がいのある人が、社会活動に参加するためには、必要とする情報を適切に入手し、活用できる環境とともに、生活の利便性の向上を図る必要があります。特に、視覚や聴覚等障がい者の情報の入手や意思疎通の支援に取り組むなど、情報のバリアフリー化を推進する必要があります。

アンケートの避難情報の入手先についての設問では、「SNS」と回答した人は4%と少ないですが、「0歳～17歳」では16.7%となり、若い世代ほど割合が高くなる傾向となっています。このため、今後はこのような若い年代のようにスマートフォン等による電子情報の入手をする人が多くなることが予想されます。

障がいのある人が、必要な情報を適切に入手し、活用できるよう、行政情報の充実や発信に努めるとともに、情報の取得手段として有効なインターネットやスマートフォンなどの電子情報機器の活用を促進するための環境づくりを推進する必要があります。

★避難情報の入手先 (SNSと回答した人、年齢別)



※ 情報アクセシビリティ

年齢や障がいの有無等に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることをいう

(1) コミュニケーション支援の充実

視覚障がいや聴覚障がいなど意思疎通や情報の取得が困難な障がいのある人が、必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、情報アクセシビリティの向上を推進するとともに、コミュニケーションが適切に行えるよう、言語（手話を含む）その他の意思疎通支援の充実を図るなど、それぞれの障がいの特性を理解し、情報のバリアフリー化に努めます。

(2) デジタル機器の利用促進

障がいがある人やその支援者等が、欲しい情報がいつでも手に入る状態となり、活用又は検討しているサービスがあれば、その制度内容や相談窓口がすぐにわかる状態となるよう積極的に情報発信をする必要があります。

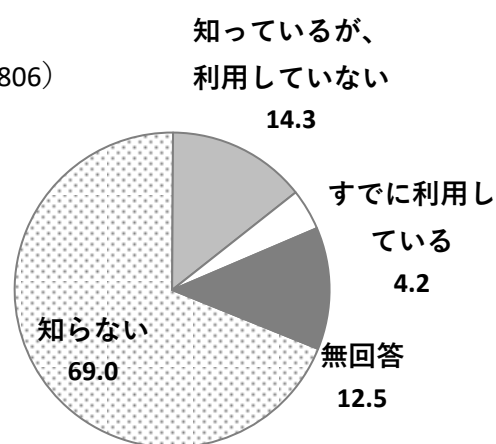
本市においては、ホームページを利用するすべての人が、心身の機能や利用する環境に関係なく、ホームページで提供されている情報やサービスを利用できるように、ホームページの音声読み上げ機能があります。また、SNS（LINE、X（旧 Twitter））や小城市情報アプリ「OgiOgi」を利用して情報発信を行っており、必要な情報にいつでもアクセスできるように配慮しています。

しかしながら、アンケートによると情報アプリ「OgiOgi」については、回答者のおよそ7割の人に認知されておらず、今後はさらに周知に努め、サービス利用や社会参加を促進します。

- ※ 「OgiOgi（オギオギ）」
行政情報や地域の魅力的なお店やイベントなどの情報を手軽にチェックすることができるアプリ

★小城市情報アプリ「OgiOgi」について

(n=806)



Ⅱ 安全・安心なまちづくり

1 すまい・生活環境の整備

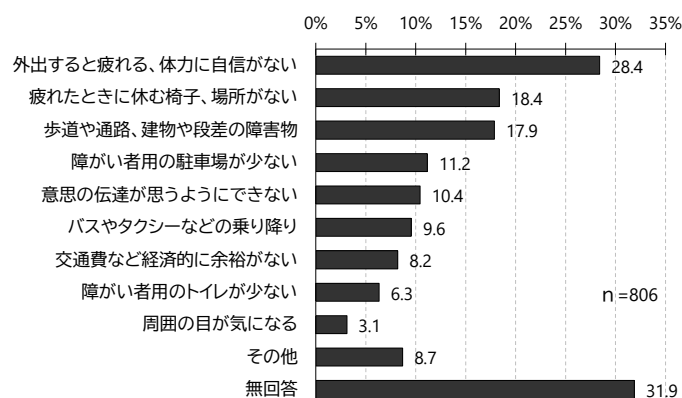
【現状と課題】

平成 29（2017）年 2 月に「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」が閣議決定され、心のバリアフリーとユニバーサルデザインの街づくりは全国で推進され、現在は、2020 年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承を掲げ、「心のバリアフリー」、「ユニバーサルデザインの街づくり」を引き続き発展させるよう理解促進に継続して取り組むこととしています。

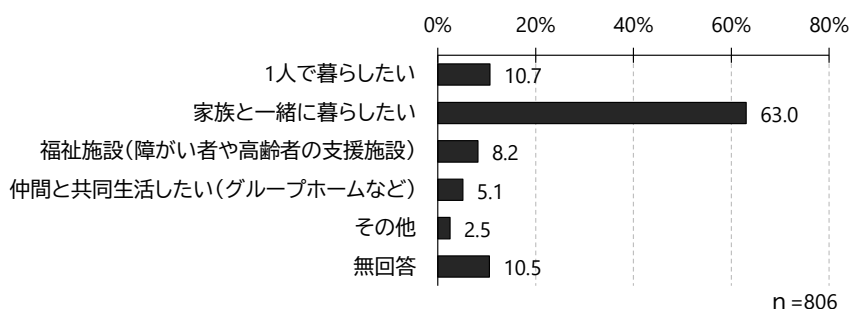
障がいのある人が暮らしやすいまちづくりとして、道路や建築物のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化が進められてから久しいですが、アンケートによると外出時の困りごととして、「疲れたときに休む椅子、場所がない」（18.4%）、「歩道や通路、建物や段差の障害物」（17.9%）といった声も多く、本市においても、各整備事業の推進が求められます。また、施設入所から地域への生活の場の移行が進む中で、将来的な居住場所（自宅、施設、グループホームなど）の確保に対する不安も聞かれます。

障がいのある人の重度化・高齢化及び「親亡き後」に備え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受入れと対応、体験の機会や場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う障がい福祉サービス事業所等と連携して、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して過ごせるよう支援が必要です。

★外出するときの困りごと、できない理由



★今後どのように暮らしたいですか



(1) 住環境の整備

障がいのある人に配慮した住環境整備は、障がいのある人の地域での安心した暮らしにつながります。

本市では、身体に重度の障がいのある人が暮らしやすいように日常生活用具の住宅改修費によるスロープの取付、手すりの設置、玄関の段差解消などの整備を図っています。

障がいのある人の地域生活を支援し、住環境の改善を進めていくため、近隣住民の理解と関連事業者等にも協力を求めながら、グループホームなどの居住の場の確保に努めます。

また、障がいのある人が地域で安心して快適な生活を送れるよう、市営住宅の改修等にあたっては、バリアフリー化する等の住環境の整備も図ります。

公共施設や設備についても、障がいの有無にかかわらず、すべての人に使いやすいユニバーサルデザインに配慮するほか、施設のバリアフリー化による利便性の向上を目指します。

(2) 道路・公園等の整備

すべての人が安全かつ住みやすいまちづくりを進めていくため、建築物、公園、道路、住宅等の設置者や建築技術者はもとより、市民一人ひとりに対して、ユニバーサルデザインの考え方について普及・啓発を図ります。

安全な歩行空間が確保できるように、歩道の設置、段差や傾斜の解消、白線などの誘導ラインや点字ブロックなど、幹線道路を中心とする道路環境の改善に努めます。

道路標識、案内板の改良や音響式信号機の設置など、設備の改善を関係機関と協議しながら推進します。

障がい者用駐車場について、多くの人が利用する場所や施設などを中心に、パーキングパーミットが導入されているところが増加しましたが、今後も安定的な確保と適切な利用の促進を図ります。

(3) 移動・交通手段・外出手段の確保

障がいのある人の外出や、移動の利便性を高めるため、移動支援や同行援護など移動に関するサービスの充実を図ります。

また、交通弱者の移動を支援するために、市内を運行する巡回バスの料金割引制度による利用の促進を図るとともに、タクシー券や福祉有償運送、高速道路の料金割引制度等の利用促進も図り、移動の利便性向上に努めます。

2 防災・防犯対策の充実

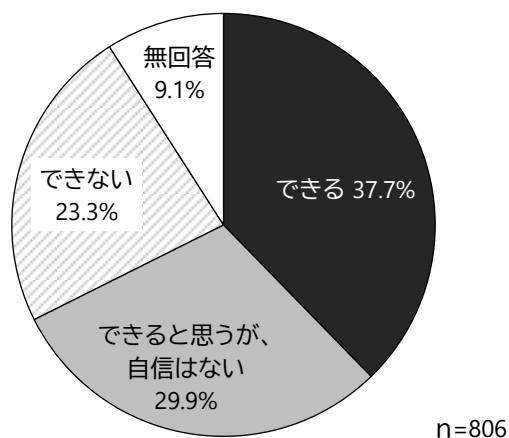
【現状と課題】

本市は、これまで大雨、暴風雨、高潮、地すべり等による風水害の被害を数多く受けてきた経緯があります。そのため、必要なときに必要な情報を受け取り、速やかに避難できる体制整備が求められます。

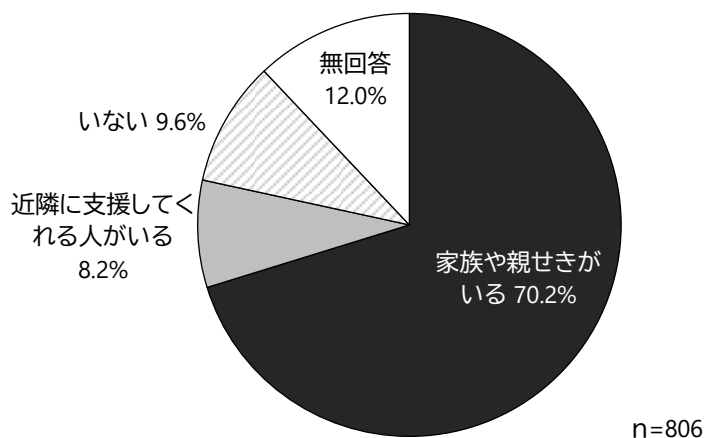
アンケートでは、災害時（大雨や地震など）に避難することができるかの問いに対して、「できると思うが、自信はない」、「できない」と回答した人はおよそ半数以上となり、助けてくれる人が「いない」と回答した人はおよそ1割にもなります。

こうした傾向は、一人暮らしの人に多く、また、障がいの状況にもよるため、事前に把握して備える必要があります。

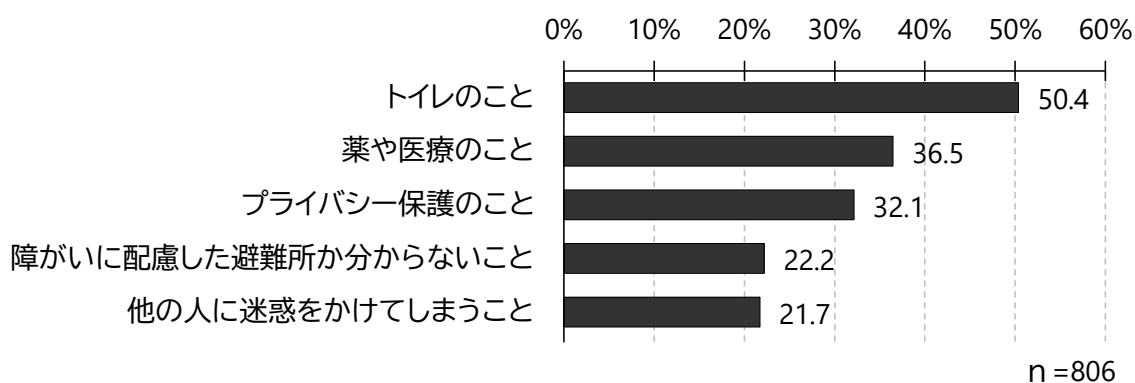
★災害時（大雨や地震など）の避難



★災害時（大雨や地震など）に、 助けてくれる人



★避難場所などで具体的に困ると思われること（上位5位を抜粋）



避難所で困ることは、「トイレのこと」(50.4%)が最も多く、次いで「薬や医療のこと」(36.5%)となっています。そのため、福祉避難所や災害備蓄品の整備、ボランティアの確保、避難行動要支援者名簿登録などの促進に努める必要があり、避難所などにおける適切な配慮について市民の意識の醸成を図ることも必要です。

また、障がいのある人を犯罪被害等から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組も必要です。

犯罪や消費生活に関するトラブルに対しては、地域や警察と連携した防犯活動に取り組むとともに相談に応じるなど、防犯対策等のさらなる推進を図る必要があります。

(1) 災害時・緊急時対策の充実

「小城市避難行動要支援者登録台帳」に基づき、区長、消防団や民生委員・児童委員等の協力を得ながら、災害時の安否確認や避難対応を迅速に行えるよう、障がいのある人の把握を進めるとともに、関係機関と連携してネットワークを構築し、防災対策の充実を図ります。

しかし、自力での避難ができない人(避難行動要支援者)の把握を進めるには、個人情報保護の問題にも関わるため、理解を得ながら進めていくことになりますので、本人も含めた家族や学校、事業所、近隣住民等の支援者に対し、防災について学ぶ機会を充実させるとともに、定期的な訓練の実施や避難所の情報提供、福祉避難所の確保を進めます。

また、緊急時にも対応できるよう、「緊急通報システム」や、聴覚などに障がいのある人を対象とした「Net119 緊急通報システム[※]」の普及促進を図ります。

※ Net119 緊急通報システム

スマートフォンなどから通報用 Web サイトにアクセスして、音声による 119 番通報が困難な聴覚・言語機能障がい者が円滑に消防への通報を行えるようにするシステムのこと。

(2) 防犯対策の充実

障がいのある人が悪質商法の被害に遭わないように、消費生活相談センターと連携を図り、その手口などの情報提供を行うとともに、防犯意識の啓発を図ります。

障がい者の施設等に対し、不審者の侵入等を防ぐなど防犯対策の充実について、指導を行っていきます。

3 保健・医療・リハビリテーションの充実

【現状と課題】

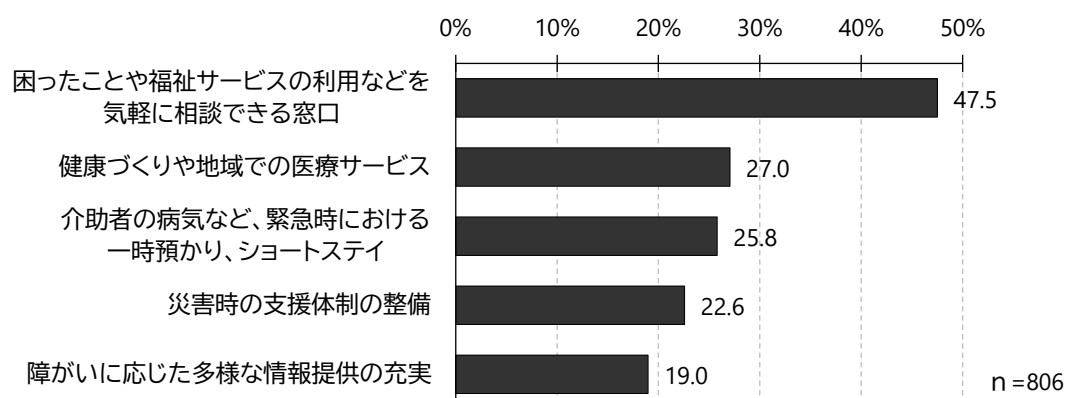
現在、心身の異常の早期発見のために、乳幼児の3～4か月児、6～8か月児、9～11か月児、1歳6か月児、3歳児の健康診査を実施し、乳幼児の健康保持と増進に努めており、そのほかにも子どもの発達・発育に関する相談などを実施しています。

令和4年度末時点で本市が把握しているのは、重度心身障がい児（18歳以下）7人、医療的ケア児9人という状況ですが、今後は重症心身障がい者（児）の医療的ケアなど様々な障がいに対応できる専門性の高い支援体制が求められており、一人ひとりの状況に対応できるきめ細かな支援のための取組を推進していくことが必要です。

また、障がいのある人の地域生活移行の推進には、日常的な介護にあたる家族への支援が必要です。家族の負担軽減のためにも、専門的な医療の確保や関係機関との連携も重要となります。

アンケートで特に重要と考える取組をたずねたところ、「健康づくりや地域での医療サービス」（27.0%）や、「介助者の病気など、緊急時における一時預かり、ショートステイ」（25.8%）が2番目、3番目にあがっていることから、医療に関する注目も高く、介護者の疾病等のため一時的に介護ができない場合に利用できる医療型のサービスを充実させていくことが必要です。

★特に重要と考える取組（上位5位を抜粋）※再掲



（1）保健・医療サービスの充実

障がいを軽減し、障がいのある人の自立を促進するためには、医療やリハビリテーションが重要な役割を果たしており、身近な地域で治療や対応が行えるよう地域の医療機関相互の連携の強化を図るとともに、専門性の高いリハビリテーションや医療サービスが受けられるよう、量的・質的な充実を図っていきます。

また、重度心身障害者医療費助成や自立支援医療の給付（更生医療・育成医療・精神通院医療）等の普及・推進に努めます。

今後も医師・保健師・看護師など、保健・医療に関わる人との連携を推進するとともに、地域における保健・医療サービス体制の整備を図ります。また、救急医療体制の整備等に関しては、市内だけでなく近隣自治体や県との連携を図ります。

(2) 障がいの原因となる疾病の予防・早期発見

庁内関係課との連携を図りながら、保健分野におけるフォロー体制の充実に取り組み、栄養指導などの適切な保健指導の推進を図ります。

在宅で生活している障がいのある人には、生活習慣病や疾病予防のため、各種検診の充実に取り組み、受診しやすい体制の確保に努め、心身の障がいの発生予防、早期発見を推進します。

また、検診後も家庭での健康管理についての指導など、個人の健康状態に応じたフォロー体制の充実に努めます。

(3) リハビリテーション体制の充実

適切な医療サービスは、健康の維持又は増進を図るためには重要なものであり、また、障がいの早期発見に取り組み、障がいに応じた適切な医療やリハビリテーションにつなげることにより、障がいの軽減や重度化、重複化などの予防に取り組む必要があります。

障がいのある人の自立と社会参加を支援するため、一人ひとりの状態に合わせた適切なリハビリテーションを実施できるよう、専門的な知識を持つ人材の確保に努めるとともに、関係機関と連携を図り、リハビリテーション体制の充実に努めます。

Ⅲ 誰もがいきいきとした地域づくりの推進

1 差別の解消と権利擁護

【現状と課題】

障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会を目指して、平成 28 年 4 月に「障害者差別解消法」が施行されました。その中には合理的配慮の提供も盛り込まれ、同法の改正が令和 3 年に成立し、令和 6 年 4 月からは事業者に対しても義務化されることとなります。

しかし、アンケートの自由意見をみると、差別に関する内容も少なからずあり、身近な地域で日常的に交流を深めていくためにも、障がい者団体や事業所等との連携・協力により、多様な機会を通じて地域住民とふれあい、障がいのある人が積極的に社会活動に参画できるよう支援していくとともに、障がいのある人への理解をはじめ、市民が知る機会、学ぶ機会を充実していくことが求められます。

また、高齢化の進行に伴い、本市における障がいのある人自身やその家族の高齢化も見込まれます。認知症高齢者や親亡き後の知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が低下している方に対する権利擁護に関する制度利用を促進する必要があります。そのため、本計画策定と一体的に「小城市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、中核機関を設置して関係各課と連携しながら推進します。

（１）広報・啓発活動の推進

社会のあらゆる場面において障がいを理由とする差別の解消を進めるため、「障害者差別解消法」の一層の浸透に向けた各種の広報・啓発活動を行います。

「障害者週間」（12 月 3 日から 12 月 9 日まで）や「人権週間」（12 月 4 日から 12 月 10 日まで）、「発達障害啓発週間」（4 月 2 日から 4 月 8 日まで）に合わせ、市民向け啓発イベント・講演会の実施、事業所や団体などが実施する交流会への参加促進を進めます。

また、広報誌、ホームページやパンフレット等を活用し、障がいに対する理解・啓発を継続的に進めることで、互いに支え合うまちづくりについての意識の醸成を図ります。

「障害者週間」や「人権週間」などで、発達障がいを含めた障がいについての理解、又は障がいのある人に対する理解を深めるため、啓発事業や講演会の開催などで「障害者総合支援法」等の周知に努めるなど、広く啓発・広報活動に取り組みます。

（２）権利擁護の推進

知的障がい者や精神障がい者など、判断能力が十分でない人の権利や財産を守り、地域での生活を支援することができるように、成年後見制度の普及・啓発を図りその利用を推進していきます。

障がい者虐待については、「障害者虐待防止法」に基づき、小城・多久障害者相談支援センター内に小城・多久障害者虐待防止センターを配置し、虐待防止と早期発見、虐待が発生した場合の速やかな対応ができるよう関係機関と連絡調整を行っています。

小城・多久障害者虐待防止センターとの協力体制・支援体制をさらに強化し、市民への啓発活動も進めていきます。

また、平成 28 年の「障害者差別解消法」の施行に伴い、差別的取扱いの禁止や合理的配慮の義務化など、行政に向けての差別解消に対する取組も強化されたことを受け、職員対応要領を作成し、全庁的に差別解消への働きかけを進めていきます。

（３）合理的配慮提供の推進

市職員が業務を行うにあたって法律に適切に対応するため、障がいを理由とする不当な差別的取扱いになるような具体例や、合理的配慮の事例などを示す職員対応要領を制定しています。

今後、市窓口や市業務を行う際には、障がいに対する理解を深めるための研修を実施することをはじめ、対応要領を基本とした対応を行います。

また、本市では、外見からはわかりにくい、聴覚障がい者や高次脳機能障がい者、難病患者等が必要としている支援を受けやすくするため、周囲の人々に合理的配慮を促す“ヘルプマーク”を配布しています。

2 地域の理解と協力の推進

【現状と課題】

障がいのある人が住み慣れた地域で暮らしていくには、地域住民、自治会、民生委員・児童委員、事業所、ボランティア、行政が一体となった地域福祉の推進が不可欠です。

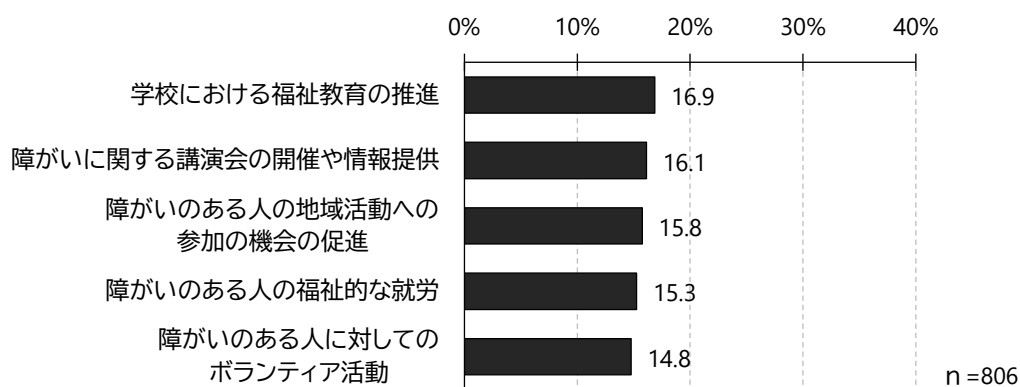
地域住民や地域の多様な主体が「自分事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取組が求められています。

しかし、家族や友人など身近な人たちだけでなく、地域住民からの障がいに対する理解と協力がなければ、その生活は豊かなものとはいえません。

アンケートで、障がいに対する市民の理解を深めるために必要なことをたずねると、「学校における福祉教育の推進」(16.9%)が最も多く、次いで「障がいに関する講演会の開催や情報提供」(16.1%)、「障がいのある人の地域活動への参加の機会の促進」(15.8%)となっています。

そのため、様々な教育活動の場や機会を通して、障がいへの理解促進と社会的障壁解消への働きかけを行うことが必要です。

★「障がい」に対する市民の理解を深めるために必要なこと（上位5位を抜粋）



（１）福祉教育等の推進

子どもの頃から障がいや障がいのある人に対する正しい知識を持てるよう、小中学校における「総合的な学習の時間」やクラブ活動などを活用しながら、福祉教育を推進するとともに、研修会や交流の機会を通じて障がいに対する理解を深めます。

障がいに関する講座や学習会などを通じて、多様な学習メニューを整備し、地域住民に対しても福祉教育の浸透を図ります。

また、車いすに試乗する機会を提供するなど、障がいのある人の不便さ、生活のしづらさを疑似体験することにより、理解を深める機会の確保・拡充にも努めます。

(2) ボランティア活動の支援

障がいのある人の日常生活や社会参加の支援は、行政のみならず、地域住民やボランティア、NPO団体等がその役割を担っています。

ボランティア育成のための講座や、研修等の内容の充実を図るとともに、市民が積極的にボランティア活動に参加しやすい機会の拡充や、環境の整備に努めます。

また、ボランティア団体やNPO団体を育成するため、活動に対する支援を充実するとともに、団体間の情報共有など交流の機会も提供し、ネットワークの充実を図ります。

(3) コミュニケーション支援の充実

障がいのある人とのコミュニケーションを支援する事業を充実させていくとともに、人材の養成・確保を図り、手話、要約筆記、点字などボランティアサークルの協力を得ながら、障がいのある人の外出や社会参加の支援を行います。

特に、令和6年は佐賀県において全国障害者スポーツ大会が実施されることから、障がいのある人もない人もスムーズにコミュニケーションが図れるよう、毎年手話奉仕員養成講座を開催し、手話ができる人の裾野を広げていきます。

3 地域参加・生きがいづくり

【現状と課題】

地域で活動する場や集いの機会が少ないため、家にひきこもりがちな障がいのある人が、地域や社会に参加していくために、地域に就労の場を増やしたり、文化やスポーツなど様々な活動に参加できるようなイベント、講座などの開催を企画・発信することが重要です。

また、外出支援や移動支援、コミュニケーション支援などに対し、地域により多くのボランティアが存在し支援することで、障がいのある人が地域へ出ていく機会を増やします。

(1) スポーツ・文化・レクリエーション活動の充実

スポーツイベントや生涯学習教室・講習会といった文化活動などについて、障がいのある人も参加できるようなプログラム内容を検討し、障がいのある人が取り組みやすい活動の紹介など、各種活動の普及・充実を図ります。

また、スポーツ・文化活動における指導者の育成や確保に努めるとともに、ボランティアなどの人材育成を図ります。

さらに、障がいのある人がスポーツ・文化活動に参加しやすいよう、段差の解消や多目的トイレの設置など、障がいのある人の利用に適した施設の整備充実を推進します。

(2) 地域でのふれあいの場の充実

障がいのある人と地域住民との交流を活発にし、地域での日常的な関わり合いの中で暮らしていくことができるよう、障がいのある人とふれあう機会や場の充実を図ります。

地域のイベント等の開催にあたっては、障がいの有無に関係なく気軽に参加できるよう工夫に努め、相互交流を促進するとともに、障がいの特性や障がいのある人に対する理解の促進を図ります。

また、障がいのある人たちの開催するイベントなどに、地域住民が共に参加できるような仕組みについても取り組んでいきます。

(3) 障がい者諸団体活動への支援

障がい者諸団体の各種活動の周知や活性化につながるよう、支援の充実を図ります。

また、小城・多久障害者総合支援協議会の部会の一つである当事者部会への参加については、より多くの人に参加してもらい、当事者の意見を聞いたり、障がい者団体間による交流の機会をつくります。

第5章 小城市成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定の背景と目的

人口減少、高齢化、単身世帯の増加等を背景として、地域社会から孤立する人や身寄りがないことで生活に困難を抱える人の問題が顕在化し、このような問題を抱えても相談することができない状態の人々が増加しています。本市においても、同様の傾向が考えられるため、制度・分野の枠や「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を越えた地域共生社会の実現が求められています。

一方、ノーマライゼーション※、自己決定権の尊重等を基本理念とする成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神上的の障がい等により判断能力が不十分な人の権利擁護を支える重要な手段であり、身上保護と財産管理の支援によって、本人の地域生活を支える役割を果たしています。

地域共生社会の実現に向け、本市における成年後見制度利用促進をはじめとした権利擁護支援の充実を図るため、「小城市成年後見制度利用促進基本計画」を小城市高齢者福祉計画及び小城市障がい者プランと一体的に策定するものとします。

※ ノーマライゼーション…高齢や障がいを問わず、誰もが支えあって地域で暮らしていく社会を目指す考え方

2 計画の対象期間

本計画の対象期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3か年を計画期間とします。

ただし、国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」の対象期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とされており、本市の関連計画との整合性や必要に応じて見直しを行います。

3 施策内容

基本目標 1 積極的な制度の利用を促す広報の推進

事業名	内容
制度に関する正しい知識の普及	ホームページや窓口等において、成年後見制度や任意後見制度に関する周知・広報を行い制度利用につながるよう努めます。

基本目標 2 気軽に相談ができる体制の充実

事業名	内容
相談対応	相談窓口を明確化し、市民や民生委員、医療・福祉関係者等から成年後見制度等に関する相談に対応します。専門的な知見が必要な場合には、法テラスや家庭裁判所、消費生活センター等へつなぎます。

基本目標 3 成年後見制度の利用促進に向けた環境整備

事業名	内容
中核機関の設立と安定的な運営	成年後見制度が適切に普及するよう、中核機関としての機能を持つ「権利擁護相談支援センター（仮称）」を設立し、成年後見制度の利用支援を行うとともに、関係機関との連携を図ります。また、中核機関としての職員等体制を整え、専門的機能の向上を図り、安定的な運営に努めます。
成年後見制度利用支援事業	本人の財産等の状況により、成年後見等の申立てに要する費用や後見人等の報酬を負担することが困難な場合に、これらの費用を助成します。
市町村長申立ての実施	成年後見等の申立てが困難な人に対して市長申立てを行い、成年後見制度の利用につなげます。
利用促進に係る調査・検討	成年後見制度の利用促進に向けた市民後見人の養成、法人後見の受任等について、調査・検討を行います。

基本目標 4 後見人等に対する支援の充実

事業名	内容
個別支援の仕組みづくり	制度の利用開始後も後見人等からの相談受付やバックアップ体制を構築します。
権利擁護支援の仕組みの構築・推進	虐待案件等の権利擁護支援については、市や地域包括支援センター、小城・多久障害者虐待防止センター等と連携して対応します。また、必要時には、法律専門職等の協力を得るなど、問題の解決に努め、地域連携ネットワークづくりを推進します。

第6章 第7期小城市障がい福祉計画・ 第3期小城市障がい児福祉計画

(1) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画とは

『障がい福祉計画』は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく『市町村障害福祉計画』として策定するもので、国の障害福祉計画の策定に関する基本指針に即して、障がい福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項、数値目標及び必要なサービス量並びに確保のための方策を定める計画です。

また、『障がい児福祉計画』は児童福祉法第33条の20第1項に基づく『市町村障害児福祉計画』として、障害児通所支援等の提供体制を確保するための方策等を定める計画です。

「第7期小城市障がい福祉計画・第3期小城市障がい児福祉計画」では、「第6期小城市障がい福祉計画・第2期小城市障がい児福祉計画」(令和3年度から令和5年度まで)に係るサービス見込量についての達成状況を踏まえて内容を見直し、令和6年度から令和8年度までの計画を定めます。

(2) 計画の内容

① 記載すべき事項

『第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画』では、計画に記載すべき事項として、計画の実施により達成すべき基本的な目標となる『成果目標』と目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標となる『活動指標』が定められており、数値目標及び必要なサービス量並びに確保のための方策を定める必要があります。

② 成果目標について

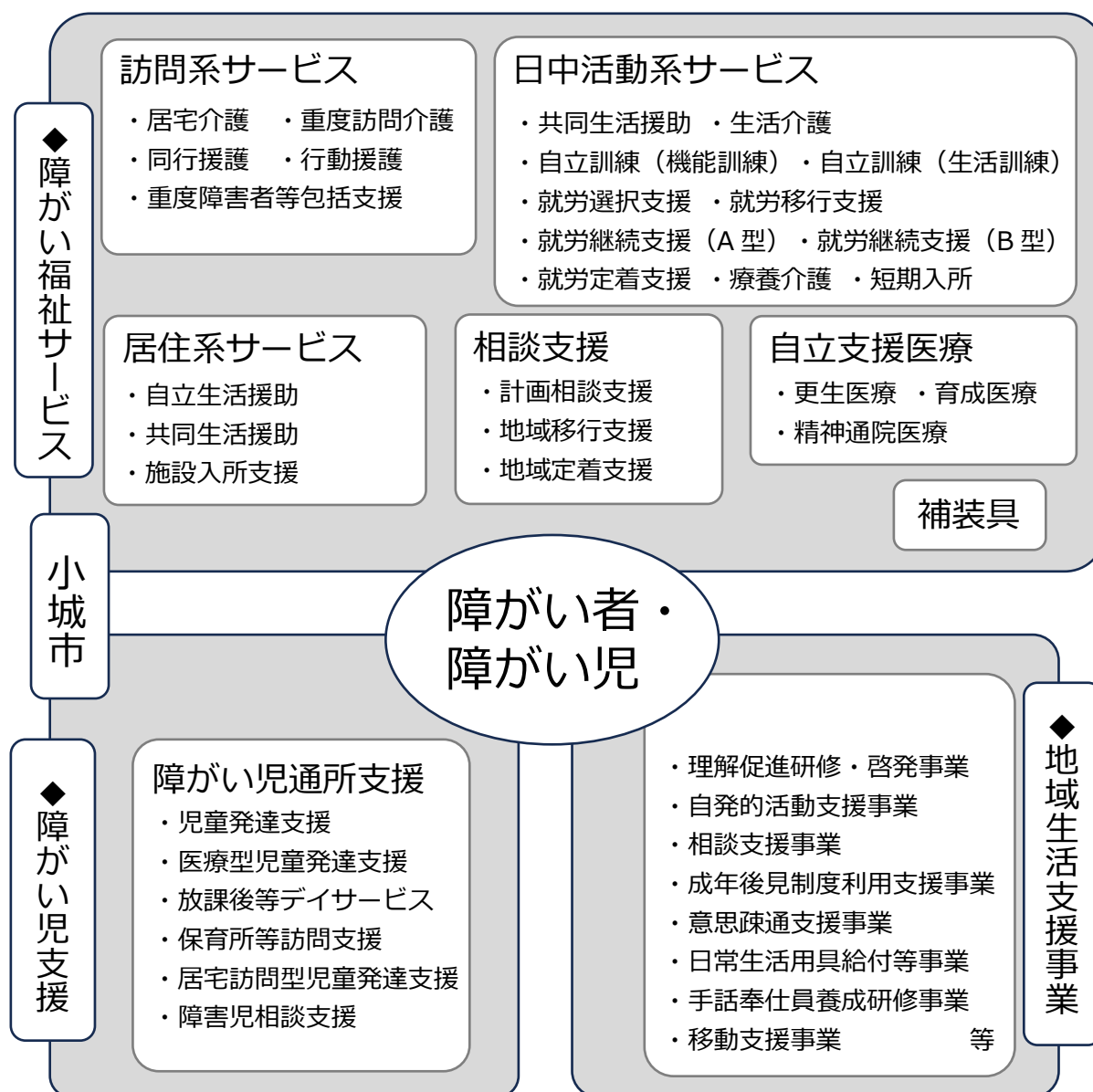
『第7期小城市障がい福祉計画・第3期小城市障がい児福祉計画』では、国の基本指針に基づき以下の7点について、障がい福祉計画等の実績及び地域の実情を踏まえて、令和8年度末を目標年度として成果目標を設定します。

【国の基本指針に基づく成果目標】

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障がい児支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(3) 主な障がい福祉サービス・事業

小城市で利用されている主な障がい福祉サービス・事業は、「障害者総合支援法」に基づく障がい福祉サービス及び地域生活支援事業、「児童福祉法」に基づく障がい児を対象としたサービスについて、サービス及び事業の見込量を設定します。



1 障がい福祉サービス等の数値目標及び見込量

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針	■令和8年度末時点で令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 ■令和8年度末時点で令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。
--------	---

●成果目標

項目	実績			今期目標
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
地域生活への移行者数	1人	2人	1人	4人
施設入所者数	56人	57人	56人	54人

項目	数値
令和4年度末時点の施設入所者数(A)	57人
令和8年度末までに自宅、グループホーム等に移行する数(B)	4人
移行率(B)/(A)	(7.0%)
令和8年度末までに新規に施設入所する数(C)	3人
令和8年度末までに病院への転院や死亡等の数(D)	2人
令和8年度末までに施設から減少した数(E)=(B)-(C)+(D)	3人
令和8年度末時点の入所者見込数(F)=(A)-(E)	54人
入所者減少率(E)/(A)	(5.3%)

【目標達成に向けた取組】

- 各関係機関との連携により、地域で生活するために必要な障がい福祉サービスを利用できるよう、支援ニーズの把握に努めます。
- 地域生活を希望する障がいのある人が、安心して地域で暮らすことができるよう、地域における居住の場としてグループホーム等の必要量の確保に努めるとともに、関係機関と連携して、居宅生活の維持及び継続が図られるように努めます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針	■ 精神障がい者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における 平均生活日数：325.3 日以上
--------	---

● 成果目標

項目	実績			今期目標
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 8 年度
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	0 回	2 回	1 回	1 回

活動指標	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
精神障がい地域包括ケアシステムの協議の場への参加者数	15 人	15 人	15 人
精神障がい地域包括ケアシステムの協議の場の開催回数	1 回	1 回	1 回
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	0 人	0 人	1 人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	0 人	0 人	1 人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	46 人	53 人	61 人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	0 人	0 人	1 人
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数【新規】	4 人	4 人	4 人

【目標達成に向けた取組】

- 障害の程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障害のある人を支える地域包括ケアシステムの機能について検討を進めます。
- 相談支援体制の充実を図り、サービス提供事業所や関係機関と連携して適切な障がい福祉サービスを提供します。

(3) 地域生活支援拠点等有する機能の充実

国の基本指針	■令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。 ■令和8年度末までに強度行動障がい有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。
--------	--

●成果目標

項目	実績			今期目標
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置人数	0人	0人	0人	1人
地域生活支援拠点等の設置数	1か所	1か所	1か所	1か所
地域生活支援拠点等の検証及び検討の実施回数	1回	1回	1回	1回
強度行動障がい者の支援ニーズを把握し支援体制を整備【新規】	無	無	無	有

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の年間の実施回数	1回	1回	1回
基幹相談支援センター等とのケース検討回数	0回	0回	1回
実践報告会の開催回数	0回	0回	1回

【目標達成に向けた取組】

- 障がいのある人の地域生活を支援する機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門性、地域の体制づくり）の集約等を行う拠点等を面的整備により確保しています。
- 地域生活支援拠点の運営状況を検証し、各機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）の充実に向けた検討を行います。
- 強度行動障がいがある方に対し、関係団体や事業所等と情報共有を図るなどし、実態把握に努めるとともに、その他関係機関と連携した支援体制の構築を目指します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針	■一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上 ■就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】 ■各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】 ■就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上 ■就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上
--------	---

●成果目標

項目	実績			今期目標
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
一般就労への移行者数 (就労移行支援事業)	1人	2人	1人	2人
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	-	-	-	-
就労定着支援事業の利用者数	0人	0人	0人	1人
就労定着率7割以上の就労定着支援事業所	-	-	-	-

※ 本市には就労移行支援事業所及び就労定着支援事業所がないため、同事業所の割合については設定していません。

【目標達成に向けた取組】

- 就労移行支援や就労定着支援などの活用を促進します。
- 障がいのある人の雇用を促進するため、企業等へ障がいのある人の雇用についての理解促進を図ります。
- 優先調達の促進などにより、障がいのある人の賃金・工賃向上につなげ、就労意欲の向上を図ります。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針	■ 児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上 ■ 全市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築 ■ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
--------	--

● 成果目標

項目	実績			今期目標
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
児童発達支援センター※ ¹ の設置	2か所	2か所	2か所	2か所
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	有	有	有	有
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所※ ² の確保	3か所	3か所	3か所	3か所

※1 佐賀市に2か所（佐賀整肢学園こども発達医療センター、佐賀県療育支援センターくすのみ園）設置

※2 小城市に3か所（いはとーぶ（放デイ）、AQUA（児発・放デイ））設置されています。また、佐賀市に8か所（佐賀整肢学園こども発達医療センター、あおぞら、ピクニック、奏（すべて放デイ）、にこっと、ちとせ（児発・放デイ））設置

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援の利用児童数	95人	105人	116人
放課後等デイサービスの利用児童数	216人	227人	238人
保育所等訪問支援の利用児童数	4人	4人	4人
障害児相談支援の利用児童数	274人	282人	290人
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	0人	1人	1人

【目標達成に向けた取組】

- 保育所等訪問支援、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、すでにサービスの提供体制が確立されています。
- 児童発達支援センター及び保育所等訪問支援事業所が市内には設置されていないことから、圏域内の事業所と連携し、利用促進を図ります。
- 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場については、小城・多久障害者援協協議会（小城・多久医療的ケア児等支援連絡会）で協議を行うとともに、個別の課題に応じて、関係機関による情報共有を行っています。引き続き、関係機関等の連携を図り、支援の充実に取り組みます。
- 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置は、市単独での配置は困難であることから、県が関与した上での圏域での設置を目指します。
- 保護者が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識を身に付け、適切な対応をするための支援体制を構築します。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針	■令和8年度末までに各市町村において総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
--------	--

●成果目標

項目	実績			今期目標
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制の確保	有	有	有	有

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域の相談支援事業者への訪問等による専門的な指導・助言件数	1件以上	1件以上	1件以上
総合的・専門的な相談支援の実施回数	1回以上	1回以上	1回以上
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件以上	1件以上	1件以上
相談支援事業所の人材育成の支援件数	1件以上	1件以上	1件以上
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1回以上	1回以上	1回以上
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービスの改善【新規】	1回以上	1回以上	1回以上

【目標達成に向けた取組】

- 相談支援体制を充実・強化するため、障がいの種別や手帳の有無にかかわらず各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。
- 地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言及び人材育成のための研修などを実施し、地域の相談支援機関と連携強化を進めます。
- 様々な機会を通じて、相談支援事業所同士の意見交換及び情報共有を図ります。

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針	■令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。
--------	--

●成果目標

項目	実績			今期目標
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を維持	有	有	有	有

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修の参加や、県が市職員に対して実施する研修の参加人数	2人以上	2人以上	2人以上
障害者自立支援審査支払等システム結果分析の共有回数	1回以上	1回以上	1回以上
県が実施する指導監査の結果共有回数	1回以上	1回以上	1回以上

【目標達成に向けた取組】

- 障害者総合支援法をはじめ関係法令の理解促進のため、市職員が各種研修に参加し、知識習得に努めます。
- 県が実施する「障害福祉サービスな祖指導監査連絡会議」に参加する等の取組を通じ、障害福祉サービス等の質の向上に努めます。

2 福祉サービス・事業ごとの現況と課題及び今後の見込量

～障がい福祉サービスに関する各サービスの見込量～

本計画における「成果目標」の達成に向け、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス及び地域生活支援事業、児童福祉法に基づく障がい児を対象としたサービスについて、サービス及び事業の見込量を「活動指標」として設定します。

(1) 訪問系サービス

項目	概要
居宅介護	ホームヘルパーによる身体介護・家事援助等を行うものです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより常時介護を必要とする人に対し、身体介護・家事援助に加え、外出時の移動支援やコミュニケーション支援等を行うものです。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報提供や移動の援護を行うものです。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより、行動に著しい困難がある人が対象です。危険を回避するために必要な支援や、外出時の移動中の介護などを行います。
重度障害者等 包括支援	知的障がいや精神障がいにより行動が著しく困難であり、常時介護を必要とする障がいのある人が外出する際に支援を行うものです。

【実績と見込量】

※「実人数」は実利用人数

※「時間分」は1か月あたりの総利用時間

項目	単位	実績値	第3期見込値		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間分	606	690	720	750
	実人数	40	46	48	50
重度訪問介護	時間分	0	10	10	10
	実人数	0	1	1	1
同行援護	時間分	74	74	74	74
	実人数	5	5	5	5
行動援護	時間分	117	180	198	216
	実人数	8	10	11	12
重度障害者等 包括支援	時間分	0	0	0	0
	実人数	0	0	0	0

【訪問系サービス見込量確保の方策】

- 量の見込みについては、過去の実績やアンケート調査結果等を踏まえて見込んでいます。
- 重度訪問介護はこれまでの実績がありませんが、必要である事業でもあることから見込量を設定しています。
- 障がい者のニーズや一人ひとりの状況に応じた適切なサービスが提供できるよう努めます。
また、サービスの質の向上を図るため、事業者には研修会の情報提供等について支援を行います。
- 利用実績が少ないサービスについては、サービス内容や対象者について十分な情報提供に努めていきます。

（２）日中活動系サービス

項目	概要
生活介護	常時介護を必要とする人に、日中、入浴・排せつ・食事等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するものです。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい又は難病等の人を対象に自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行うものです。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい又は精神障がいを有する人を対象に、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うものです。
就労選択支援	就労を希望する障がいのある人又は就労の継続を希望する障がいのある人に対して、就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型の利用又は一般就労をする前に、就労アセスメントを行うことで、本人の希望、就労能力や適性などに合った適切な選択ができるようサポートを行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行うものです。
就労継続支援 (A 型)	事業所との雇用契約に基づく就労機会の提供や、一般雇用に必要な知識及び能力を習得するための訓練を行うものです。
就労継続支援 (B 型)	一般企業等での就労が困難な人に、一定の賃金水準に基づく働く場を提供するとともに知識及び能力向上のための訓練を行うものです。
就労定着支援	就労移行支援の利用後に一般就労した人に対し、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう事業所及び家族との連絡調整等の支援を行うものです。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護や日常生活上の援助を行うものです。
短期入所	介護者の疾病等のため一時的に介護ができない場合に、施設や医療機関で宿泊を伴った預かりを行うものです。

※「実人数」は実利用人数
 ※「人日分」は1か月あたりの総利用日数
 ※「人 分」は1か月あたりの実利用人数

【実績と見込量】

項目	単位	実績値	第7期見込値		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日分	2,296	2,308	2,314	2,320
	実人数	124	126	127	128
自立訓練 (機能訓練)	人日分	14	28	28	28
	実人数	4	4	4	4
自立訓練 (生活訓練)	人日分	37	75	75	75
	実人数	5	6	6	6
就労選択支援	人 分	-	-	-	1
就労移行支援	人日分	94	98	100	102
	実人数	15	19	21	23
就労継続支援 (A型)	人日分	703	717	724	731
	実人数	45	49	51	53
就労継続支援 (B型)	人日分	3,145	3,283	3,354	3,427
	実人数	199	203	205	207
就労定着支援	人 分	0	1	1	1
療養介護	人 分	31	31	31	31
短期入所	人日分	66	66	66	66
	実人数	21	21	21	21

【日中活動系サービス見込量確保の方策】

- 量の見込みについては、過去の実績やアンケート調査結果等を踏まえて見込んでいます。
 - 就労定着支援はこれまでの実績がありませんが、必要である事業でもあることから見込量を設定しています。
 - 障がいのある人の日中活動の場の確保のため、障がいの状態や希望に合わせて選択できるような事業者の情報提供を行います。
 - 事業所や関係機関等と連携を図り、一般就労を希望する人が適切な支援を受けられるように努めます。また、一般就労が困難な人に対しては、就労機会や生産活動の場を提供するとともに、収入向上につながるよう障がい者就労施設からの物品等調達の拡大に取り組みます。
 - 短期入所は介護者の緊急時やレスパイトとして必要なサービスであり、地域生活支援拠点等など対応可能な事業所との連携を図りながら、支援体制を整えていきます。
- また、緊急時に備えて短期入所の利用促進に努めていきます。

(3) 居住系サービス

項目	概要
自立生活援助	施設入所支援又は共同生活援助等を受けていた障がいのある人や、家族から独立し単身生活を希望する障がいのある人が対象です。一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助	地域で共同生活を希望する障がいのある人が対象です。夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談や入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。
施設入所支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型の利用者が対象です。夜間や休日に、施設において、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。

【実績と見込量】

※「人分」は1か月あたりの実利用人数

項目	単位	実績値	第7期見込値		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人 分	0	1	1	1
共同生活援助	人 分	104	125	137	150
施設入所支援	人 分	57	56	56	54

【居住系サービス見込量確保の方策】

- 量の見込みについては、過去の実績やアンケート調査結果等を踏まえて見込んでいます。
- 自立生活援助はこれまでの実績がありませんが、必要である事業でもあることから見込量を設定しています。
- 地域生活への移行ということで施設入所者の削減を進めていく必要はありますが、障がいのある人の状況や希望を踏まえながら、真に必要としている人へのサービス提供につながるよう努めていきます。
- 地域で自立した生活を希望する人のために、共同生活援助（グループホーム）等について、地域や事業者の理解と協力を得ながら、必要量の確保に努めます。

(4) 相談支援

項目	概要
計画相談支援	障がい福祉サービスを利用するために、障がいのある人の心身の状況、その置かれている環境などを勘案しサービス等利用計画を作成します。また、定期的なモニタリングを行い、サービス等利用計画を見直します。
地域相談支援 (地域移行支援)	障がい者支援施設に入所している障がいのある人や、精神科病院に入院している精神障がい者が対象です。地域で生活を送るために必要な相談や、住居の確保、日常生活上の支援など、地域移行に向けた支援を行います。
地域相談支援 (地域定着支援)	居宅で単身生活する障がいのある人が対象です。対象者と常時連絡の取れる体制を確保し、病気や障がい等が影響して生じた緊急の事態に、相談・サポートを行います。

【実績と見込量】

項目	単位	実績値	第7期見込値			
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
計画相談支援	人 分	74	82	82	82	
地域相談支援 (地域移行支援)	人 分	0	1	1	1	
地域相談支援 (地域定着支援)	人 分	0	1	1	1	

【相談支援見込量確保の方策】

- 量の見込みについては、過去の実績やアンケート調査結果等を踏まえて見込んでいます。
- 地域移行支援・地域定着支援についてはほとんど実績がありませんが、必要である事業でもあることから見込量を設定しています。
- 相談支援事業の量と質を確保するため、相談支援専門員を養成するための研修の情報提供など事業者の参入促進に努めます。また、小城・多久障害者相談支援センターや相談支援事業者との連携を図りながら、障がい特性等に配慮したきめ細かな計画相談支援に努めます。

(5) 障がい児支援

■ 児童発達支援

項目	概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うものです。

【実績と見込量】

単位	実績値	第3期見込値		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分	478	570	630	696
実人数	78	95	105	116

■ 医療型児童発達支援

項目	概要
医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行うものです。

【実績と見込量】

単位	実績値	第3期見込値		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0

■ 放課後等デイサービス

項目	概要
放課後等デイサービス	授業終了後や学校休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進その他必要な支援を行うものです。

【実績と見込量】

単位	実績値	第3期見込値		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分	2,322	2,592	2,724	2,856
実人数	196	216	227	238

■ 保育所等訪問支援

項目	概要
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対し、集団生活への適応のために専門的な支援その他必要な支援を行うものです。

【実績と見込量】

単位	実績値	第3期見込値		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分	2	2	2	2
実人数	4	4	4	4

■ 居宅訪問型児童発達支援

項目	概要
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいや外出が著しく困難な障がい児に対し、自宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導などの必要な支援を行うものです。

【実績と見込量】

単位	実績値	第3期見込値		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分	1	1	1	1
実人数	1	1	1	1

■ 障害児相談支援

項目	概要
障害児相談支援	児童福祉法の障がい児支援対象者に、サービス等利用計画を作成するものです。

【実績と見込量】

単位	実績値	第3期見込値		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数	258	274	282	290

■ 子ども・子育て等の利用ニーズによる障がい児の受入れ見込量

項目	概要
子ども・子育て等の利用ニーズによる障がい児の受入れ見込量	子ども・子育て支援等の利用を希望する障害児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障がい児の受入れの体制整備を行うものです。

【実績と見込量】

単位	単位	実績値	第3期見込値		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所	人日分	2	2	2	2
	実人数	4	4	4	4
認定こども園	人日分	150	150	150	150
	実人数	6	6	6	6
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	人日分	860	879	879	879
	実人数	45	46	46	46

■ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等

項目	概要
ペアレントトレーニング※ ¹ や ペアレントプログラム※ ² 等の 支援プログラム等	佐賀県では県内を5圏域に分け、どこに住んでいてもきめ細かな、切れ目のない支援ができる体制を整備しており、ペアレントプログラム等の講座や研修を実施しています。

※1 ペアレントトレーニング

親が自分の子どもの行動を冷静に観察して特徴を理解し、発達障がいの特徴を踏まえた褒め方や叱り方等を学ぶもの（子どもの問題行動を減少させることが目標）

※2 ペアレントプログラム

地域での普及を図るために開発されたより簡易なプログラム（子どもの行動修正までは目指さず、親の認知を肯定的に修正することに焦点）

【実績と見込量】

単位	実績値	第3期見込値		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	市独自では無	市独自では無	市独自では無	市独自では無

【障がい児支援見込量確保の方策】

- 量の見込については、過去の実績やアンケート調査結果等を踏まえて見込んでいます。
- 教育、保育等の関係機関との連携をより一層充実させながら、支援が必要な障がい児が身近な地域での支援が受けられるよう必要な支給量の確保に努めていきます。
- 増加傾向にある児童発達支援や放課後等デイサービスについては、サービス提供に関わる事業所、人材の育成に努めていきます。
- 「子ども・子育て支援法」に基づく子育て支援施策及び「母子保健法」に基づく母子保健施策、教育委員会の放課後児童健全育成事業等との連携を図ります。
- 地域での切れ目のない支援につなげるために、必要に応じサービス提供事業所及び相談支援事業所、母子保健、教育関係部局等の関係者間での支援会議等を開催していきます。

～地域生活支援事業（必須事業）～

（１）理解促進研修・啓発事業

項目	概要
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人や障がい特性などについて、地域住民の方が理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

【実績と見込量】

単位	実績値	第7期見込値		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有	有	有	有

（２）自発的活動支援事業

項目	概要
自発的活動支援事業	障がい者団体やボランティア団体の活動など、地域における自発的な活動の支援を行います。

【実績と見込量】

単位	実績値	第7期見込値		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有	有	有	有

（３）相談支援事業

項目	概要
相談支援事業 基幹相談支援センター	障がいのある人や家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活への支援を行います。

【実績と見込量】

単位	実績値	第7期見込値		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業 実施の有無	有	有	有	有
基幹相談支援センター 実施の有無	無	無	無	有

(4) 成年後見制度利用支援事業

項目	概要
成年後見制度利用支援事業	知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人への報酬の全部又は一部を助成するものです。

【実績と見込量】

単位	実績値	第7期見込値		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
助成件数	2	2	2	2

(5) 意思疎通支援事業

項目	概要
手話通訳者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者などの派遣による支援を行います。

【実績と見込量】

単位	実績値	第7期見込値		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
派遣件数	41	41	41	41

(6) 日常生活用具給付等事業

項目	概要
介護・訓練支援用具	日常生活用具の給付を行うことにより、日常生活の便宜を図ります。
自立生活支援用具	
在宅療養等支援用具	
情報・意思疎通支援用具	
排せつ管理支援用具	
居宅生活動作補助用具	

【実績と見込量】

項目	単位	実績値	第7期見込値		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件/年	1	3	3	3
自立生活支援用具	件/年	0	5	5	5
在宅療養等支援用具	件/年	1	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	件/年	11	11	11	11
排せつ管理支援用具	件/年	891	928	928	928
居宅生活動作補助用具	件/年	1	1	1	1

(7) 手話奉仕員養成研修事業

項目	概要
手話奉仕員 養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行います。

【実績と見込量】

単位	実績値	第7期見込値		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有	有	有	有

(8) 移動支援事業

項目	概要
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

【実績と見込量】

単位	実績値	第7期見込値		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時 間	501	426	426	426
実人数	10	12	12	12

【地域生活支援事業（必須事業）見込量確保の方策】

- 障がいのある人が継続して地域で生活できるよう、地域の相談支援の中核となる小城・多久障害者相談支援センターと連携しながら総合的な支援体制の充実に努めます。
- 各事業について、地域の実状に応じたサービスの提供体制及び見込量を確保するために、利用促進に向けて制度の周知を図り、関係機関と連携しながら内容の充実に努めていきます。
- 障がいに対する理解を深めるため、障がいを理由とする差別的取扱いの禁止や合理的配慮、障がいの特性等について市民へ向けた啓発・広報活動等に努めます。

～地域生活支援事業（任意事業）～

（１）訪問入浴サービス事業

項目	概要
訪問入浴サービス事業	家庭での入浴が困難かつ施設への移動が困難である対象者宅を訪問し、居宅での入浴機会を提供するものです。

【実績と見込量】

単位	実績値	第7期見込値		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回数	152	152	152	152
実人数	2	2	2	2

（２）日中一時支援事業

項目	概要
日中一時支援事業	障がいのある人等に日中活動の場を提供し、家族の就労支援及び障がいのある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を提供するものです。

【実績と見込量】

単位	実績値	第7期見込値		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日数	657	740	785	833
実人数	21	23	24	25

第7章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 関係機関・団体との連携

障がい者福祉施策の推進のために、保健・福祉分野以外の関係機関・団体などの幅広い範囲にわたって連携を図り、総合的かつ効果的に計画を進めます。

また、「小城・多久障害者総合支援協議会」などの場を利用し、関係機関・団体などとの情報共有を図りつつ、地域における総合的な支援体制のネットワークを構築します。

(2) 広域的連携

市内だけでは提供が難しいサービスについては、小城・多久圏域をはじめ、県や近隣市町と連携を図り、広域的に供給量を確保していきます。小城・多久障害者総合支援協議会の場を活用して情報共有を行い、適切なサービス提供体制を確保します。

また、今後の障がい福祉関連法の改正に対応していくため、国や県と情報を共有しながら施策を展開していきます。

(3) 庁内関連機関相互の連携

小城市障がい者プランは、「障がい」や「障がいのある人」についての啓発やサービス提供の総合的な推進のため、保健、医療、福祉のみならず、教育、住宅、防災など、多岐にわたる分野にも関わる計画として位置づけられます。そのため、計画の推進においては、庁内関連機関とも相互に連携し、積極的に事業を進めます。

計画における施策や取組、また、それらに関する情報等について、ホームページや広報等で市民への情報提供を行い、障がいのある人やその家族が利用しやすい環境づくりを推進します。

資料

小城市障がい者プラン策定有識者懇話会委員名簿

	所 属	氏 名	備 考
1	小城市視覚障害者協会	岡本 敬治	
2	佐賀県肢体不自由児・者父母の会連合会小城支部	中尾 まゆみ	
3	小城市手をつなぐ育成会	小寺 佐代子	
4	小城・多久地区精神障害者家族会 きよみずの会	松田 孝	
5	小城・多久障害者相談支援センター	土岐 加奈子	
6	一般社団法人あまね いーはと一ぶ	大野 真如	
7	放課後デイサービスにじのわ	古河 哲也	
8	社会福祉法人肥前茗荷会 就労継続支援(B 型)佐賀みょうが塾	野田 理津子	
9	佐賀県総合福祉センター 佐賀県身体障害者更生相談所	吉武 芳伸	
10	小城市教育委員会学校教育課	秀島 邦治	

計画策定の経過

期 日	内 容
令和 5 年 7 月～8 月	「障がいのある人の生活に関する調査」（アンケート調査）の実施
令和 5 年 9 月 29 日	第 1 回 小城市障がい者プラン有識者懇話会 ・ 委員長、副委員長選出 ・ 障がい福祉計画等の策定概要について ・ 障がい者（児）をとりまく現状及び各事業の進捗状況報告 ・ 障がいのある人の生活に関する調査報告
令和 5 年 10 月	事業所アンケート調査の実施
令和 5 年 11 月 15 日	第 2 回 小城市障がい者プラン有識者懇話会 ・ 事業所等アンケート調査報告 ・ 小城市障がい者プラン骨子案の検討
令和 5 年 12 月 19 日	第 3 回 小城市障がい者プラン有識者懇話会 ・ 小城市障がい者プラン素案の検討
令和 6 年 1 月 19 日～ 令和 6 年 2 月 17 日	パブリックコメントの実施

小城市障がい者プラン

(第3次小城市障がい者計画・第7期小城市障がい福祉計画・第3期小城市障がい児福祉計画)

- 発行：佐賀県小城市 令和6年3月
- 編集：小城市福祉部 高齢障がい支援課
〒845-8511
佐賀県小城市三日月町長神田 2312 番地 2
TEL0952-37-6108 FAX 0952-37-6162